

BTMU

中国月報

第118号(2015年11月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ TPP協定と中国の改革・開放措置

■ 経済

- ◆ 中国「新常态（ニューノーマル）」時代において成長の鍵を握る国有企業改革

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元の国際化と金融市場の変化

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：国家税務総局が「特別納税調整実施弁法（意見募集稿）」を発表（上）
- ◆ 法務：中国における外資系企業のサービス貿易外貨収支に関するコンプライアンス問題

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目次

■特集

- ◆ TPP 協定と中国の改革・開放措置
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■経済

- ◆ 中国「新常态（ニューノーマル）」時代において成長の鍵を握る国有企業改革
三菱東京UFJ銀行 経済調査室……………6

■人民元レポート

- ◆ 人民元の国際化と金融市場の変化
三菱東京UFJ銀行（中国） 環球金融市場部……………14

■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：国家税務総局が「特別納税調整実施弁法（意見募集稿）」を発表（上）
KPMG 中国……………21
- ◆ 法 務：中国における外資系企業のサービス貿易外貨収支に関する
コンプライアンス問題
北京市金杜法律事務所……………26

■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2015年12月12日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>

エグゼクティブ・サマリー

特集 「TPP 協定と中国の改革・開放措置」

- ◇10月に参加12カ国で合意に至った TPP 協定と中国の現行制度・政策とを対比してみると、投資関連では、「投資前段階での内国民待遇」、「投資ネガティブリスト方式の採用」等、他の投資関連協定よりも包括的で高いレベルの内容についても、中国は TPP 協定への加入条件を満たしつつある。
- ◇一方、中国経済の中で大きな地位を占め、且つ現在経営難に陥いる先の多い国有企業の取り扱いについては、自国の国有企業に対し「商業的考慮」に基づいた商業活動を行わせることを原則とする協定合意に沿って、中国が国有企業改革を進めるには多大な困難を伴う。
- ◇但し、今年9月に党中央等が打ち出した新たな国有企業改革の方針は、「商業類国有企業」に分類された企業に対し「商業的考慮」に基づいて商業活動を行わせるとする内容で、2020年までに決定的な成果を上げるとしており、その時が中国の TPP 協定への加入時期となるのではないだろうか。

経 済 「中国『新常态（ニューノーマル）』時代において成長の鍵を握る国有企業改革」

- ◇習近平政権は中国を新常态と位置付け、安定成長の確保のために構造改革を不可欠なものとして、2013年11月の「三中全会の決定」で構造改革のアウトラインを示した。
- ◇同決定は改革全体に対して市場化推進の方向性を強く打ち出し、国有企業改革については民間資本の受け入れを通じて国有資本の体質改善を促す「混合所有制改革」を中核に据えた。
- ◇その後調整を経て本年9月に発表された国有企業改革のマスタープランでは、国有企業の大規模合併推進の方向性を明示。市場化推進より国有企業強化の色彩が強いとみられる習政権下の国有企業改革は、国有企業の独占により経済活力が損なわれるリスクや TPP 参加のハードルにもなりかねない。
- ◇これまで経済活性化の主役が外資・民間企業であったことからすれば、中長期的な安定成長には一段の「国退民進（国有企業の退潮と民間企業の発展）」への軌道修正が必要となる可能性がある。

人民元レポート 「人民元の国際化と金融市場の変化」

- ◇中国は2008年のリーマンショックを発端とした金融危機以降、為替リスク・コストの低減による輸出の底支えのため、近隣諸国・地域との貿易における人民元決済を解禁。以後、通貨スワップ協定の拡大、オフショアでの人民元決済システムの設立、各通貨と人民元の直接取引の拡大、RQFII 制度拡大の取り組み、人民元の国際化を推進してきた。
- ◇その流れは変わらず、現在進行中の「一帯一路」プロジェクト（シルクロード経済帯と海上シルクロードをあわせたシルクロード経済圏の共同建設）や2016年から始まる第13次5ヵ年計画の中でも、人民元の国際化はさらに推進されよう。
- ◇その結果、人民元の金融インフラが整備された場合、シルクロード経済圏のインフラ整備必要資金の人民元建て調達・運用が始まることが考えられる。
- ◇また、金融危機による米ドル毀損の影響等から、各国が外貨準備を米ドルからその他通貨にシフトした時期もあることから、今後も人民元での外準積み立ての動きが出る可能性も高いと考えられる。

スペシャリストの目

税務会計 「国家税務総局が『特別納税調整実施弁法（意見募集稿）』を発表（上）」

- ◇本年9月、関連者取引を通じた避税行為を包括的に規制する「特別納税調整実施弁法」の意見募集稿が発表された。11月下旬から12月上旬に改訂弁法が発表され、来年から施行される見込み。
- ◇日系企業にとって関連性が高い移転価格税制関連に関しては、主な変更点として移転価格規定の適用範囲、役務料金の海外送金、地域固有の優位性、無形資産、新たな移転価格算定方法、特別納税調整（移転価格調整）に関する規定、関連者取引申告、同時文書、マスターファイルとローカルファイルが挙げられる。
- ◇具体的には、「移転価格規定が適用される納税者の範囲が拡大」、「海外送金を行う役務料金の損金算入可否に関してより明確な判定基準を提供」、「中国固有の優位性（ロケーション・セービングおよびマーケット・プレミアム）に関する規定の取り入れ」、「新たに設けた無形資産に関する規定の中で中国当局の特有な見解を明示（無形資産の経済的利益に対する各メンバーの貢献を評価すべき）」というもの。

法務 「中国における外資系企業のサービス貿易外貨収支に関するコンプライアンス問題」

- ◇2013年9月1日施行のサービス貿易の外貨管理改革以後、サービス貿易に伴う外貨決済について、一部で残っていた外貨管理局の事前審査は撤廃、銀行手続きも大幅に簡素化された。
- ◇一方で、最近の人民元為替レート的大幅な変動下、資本の急速な海外流出を防止するため、当局はサービス貿易決済の外貨収支管理の強化に動いている。管理が緩やかなサービス貿易の外貨受取・支払は資本流出のルートになりやすいため、外貨管理局の注目ポイントとなる。
- ◇当局は、サービス貿易決済の事前審査を廃止しても、資金流出入と業務規模との整合性、資金流出入の頻度、金額の大幅増加等から企業に異常取引がないかを判断する。外貨受取・支払が完了した後であっても、疑わしい企業は現場検査を受け違反があれば処罰を受けることもあるため、サービス貿易決済のコンプライアンスには十分注意を払う必要がある。



TPP 協定と中国の改革・開放措置

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)
海外アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2015年10月に TPP 協定(環太平洋パートナーシップ協定)が交渉参加12カ国の大筋合意に至った。今後は協定本文・附属書への署名と各国の国内での批准を経て発効となるが、早ければ2017年中にも発効すると見られる(注1)。

中国は以前から TPP 協定に関心を寄せており、加入の可能性を否定していない。今回の大筋合意を受けて、高虎城商務部長は、TPP 協定が他の協定と共にアジア太平洋地域の貿易・投資と経済発展に貢献することへの期待を述べると共に、中国は協定本文の公表後に“全面的、系統的な評価”を行った上で態度を決定することを示唆している(注2)。一方、TPP 協定にも「TPP は APEC メンバーと TPP 締約国が合意するその他の国・地域にも開かれている」と、特定の国・地域を排除しないことがうたわれている。

今回は、日本政府が公表した TPP 協定の本文(暫定版)(以下、「本文」という)と日本政府が作成した解説資料(以下、「解説」という)から投資に関する合意内容を取りあげ、中国の現行の制度・政策と対比し、TPP 協定への加入にあたっての今後の課題について見てみたい(注3)。

TPP 協定の投資章の合意内容

「本文」によれば、合意は30分野にわたっているが、このうち投資に関する分野は主に「投資」の章である(別表をご参照)。

TPP 協定の投資についての合意には、内国民待遇、最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇(注4)、外国投資家への特定措置の履行要求の原則禁止、正当な補償を伴わない投資財産の収用禁止など、他の投資関連協定(投資協定及び経済連携協定の投資章)でも規定される基本的な投資保護の規定が含まれている。

ただし、他の投資関連協定よりも包括的で高いレベルの内容として、①投資前段階での内国民待遇の原則を規定したこと、②これに関連して国別のネガティブリスト方式を採用したこと、③外国投資家と投資受入国との紛争での国際仲裁を規定したこと、④外国投資家への特定措置の履行要求の禁止事項を拡大したこと、があげられる。具体的には以下の通りである。

投資前段階での内国民待遇

投資前段階での内国民待遇とは、外国投資家に対して投資・企業設立後だけでなく投資前の手続きで国内企業・投資家に対するよりも不利でない待遇を与えることを言う。現在、中国は外国投資に対してはプロジェクトの認可または届出と企業設立についての認可及び登記を課し、一方で国内投資に対しては固定資産投資の場合の認可または届出と企業設立登記のみとしている。TPP 協定への参加にあたってはこうした制度を統一する必要があるが、すでにその準備が進んでいる。

2015年1月に「外国投資法」の草案が公開されたが、これによれば、外国投資を禁止または制限する分野以外に投資する場合には設立認可を経ずに登記を行うとされており、国内投資と同等の待遇とすることが示されている。また、固定資産投資を行う場合には、国内企業・投資家と同じネガティブリストを適用し、それに記載されるプロジェクトに投資する場合のみ認可または届出を行うという方針が明らかにされている（注5）。これらが実施されれば、投資前段階での内国民待遇が実現する。

投資ネガティブリスト

TPP協定の国別投資ネガティブリストは、外国投資を例外的に禁止または制限するリストのことで、これには「現行の措置（将来その措置をより制限的なものとし、義務及び自由化を行った場合にはその水準を保証する義務を受け入れるもの）」と、「将来における完全な裁量を求める措置及び政策」の2つを国別にリストにしたものとされる（「本文」）。前者は将来自由化する可能性のある措置、後者は将来ともメンバー国の裁量で禁止または制限できる措置を指している（注6）。

中国は、同様のネガティブリスト方式を2013年10月から自由貿易試験区で試行しており、また2015年12月からは試行地区を一般の地区にも拡大し、2018年には全国で実施するという方針を打ち出している（注7）。これは驚くべきスピードである。TPP協定の国別投資ネガティブリストは、交渉参加国の正式署名後に公表されると見られるが、中国はそれを参照して外商投資ネガティブリストを更に改訂、短縮していくものと思われる。この点でも、中国のTPP協定への参加の条件は整いつつある。

投資に関する主な分野と規定の概要

分野	規定の概要
投資	投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）のための手続きを規定
国境を越えるサービスの貿易	国境を越える取引、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等について規定
金融サービス	越境での金融サービスの提供等に関し、WTO協定と同種の内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保等の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律等を規定
ビジネス関係者の一時的な入国	締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続きの迅速化及び透明性の向上等を規定
電気通信	WTOサービス貿易一般協定（GATS）と同種の公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置並びに主要なサービス提供者との相互接続等の規律、競争条件の確保のためのセーフガード、国際移動端末ローミング、再販売等の電気通信分野に係る貿易促進のための規律等を規定
電子商取引	締約国間での電子的送信に対する関税賦課の禁止、他の締約国で生産されたデジタル・プロダクトに対する内国民待遇及び無差別待遇、ビジネス遂行の場合の電子的手段による国境を越える情報移転の許可、自国領域内でのコンピュータ関連設備の設置要求の禁止、大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転または当該ソース・コードへのアクセス要求の原則禁止等を規定

政府調達	特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の公開入札の原則実施、入札での内国民待遇及び無差別待遇、調達過程の公正性及び公平性、適用範囲の拡大に関する交渉等について規定
競争政策	競争法令の制定または維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続きの公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定
国有企業及び指定独占企業	国有企業及び指定独占企業が物品またはサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対する無差別の待遇を確保すること、国有企業への非商業的な援助（贈与・有利な条件での貸付等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定
知的財産	商業、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産について、WTO 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を上回る水準の保護、知的財産権の行使（民事上及び刑事上の権利行使手続き並びに国境措置等）について規定
労働	国際的に認められた労働者の権利に直接関係する労働法令を執行すること、1998年のILO宣言に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）を自国の労働法令に採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について規定
環境	環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定

出所：「解説」から作成。

ISDS 条項

外国投資家と投資受入国の紛争での国際仲裁についての規定は、ISDS 条項と言われる。日本の TPP 交渉参加の際に国家主権の侵害を危惧する声があったが、TPP 協定には「濫用的及び根拠のない請求を防止し、並びに健康、安全及び環境の保護を含む公共の利益のための政府が規制を行う権利を確保するための強力なセーフガード」（「本文」）となる規定が盛り込まれた。ただし、提訴が可能な分野は、具体的には明らかにされていないが、他の投資関連協定よりも多くの分野にわたっていると推測される。

しかし中国はすでに ISDS 条項を盛り込んだ投資協定を締結しており、2014年5月に発効した日中韓投資協定（署名は2012年5月）にも ISDS が規定されている。したがって、TPP 協定加入にあたって、これが大きな障害となることはないだろう。

特定措置の履行要求の禁止

外国投資家への履行要求が禁止される措置は、他の投資関連協定では現地調達、輸出、技術移転が一般的だが、TPP 協定では新たにライセンス契約でのロイヤリティ規制、特定技術使用が盛り込まれた模様である（「解説」）。メンバー国が外国投資家に対して低いロイヤリティ料率を要求したり、投資受入の見返りに特定技術の提供を要求したりすることが禁じられる。これに違反した場合、外国投資家は ISDS 条項によって国際仲裁に提訴できる。

中国では、法令上はこれらを義務づける規定はないが、過去には政府機関が個別に要求したことがあり、現在でもなくなったとは言い切れない。中国政府にとってはこれらの禁止事項が TPP 協定への

加入にあたって問題になることはないと思われるが、地方政府に TPP ルールの指導を徹底することが課題だろう。

なお、TPP 協定でも他の投資関連協定と同様、投資章と別に「国境を越えるサービスの貿易」章が設けられている。通常はその中に「現地拠点を通じたサービス提供」が含まれ、投資と重複するが、投資とは別にネガティブリストが設定される。しかし「解説」には「現地拠点を通じたサービス提供」の記載がない。TPP 協定ではこの部分は投資章に一本化されたのかもしれない。

国有企業の取り扱い

以上のように、投資に関する中国の制度・政策は TPP 協定の規定からかけ離れたものではなく、TPP 協定への加入条件を満たしつつある。しかし、その他の面では多くの課題を抱えている。中でも国有企業の存在が大きいと思われる。

TPP 協定では、広域 EPA としてははじめて国有企業と指定独占企業についての規定が設けられた。交渉参加国全てに国有企業・指定独占企業があるが、これらを自由な貿易・投資の障害としないという合意に基づいている。

その合意内容を要約すると、①TPP メンバー国は自国の国有企業に対して原則として「商業的考慮」に基づいて商業活動を行わせるようにする（公共サービスを除く）、②他のメンバー国の企業と物品・サービスを差別しない、③国有企業と民間企業を公平に扱う、④「非商業的な援助」を与えることは禁止しないが、その場合は他のメンバー国・企業に悪影響・損害を与えてはならない、というものである。「非商業的な援助」とは、「解説」によれば「贈与、商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付等」とされており、財政補助や低利融資、その他の各種優遇を含むと見られる。

中国がこの合意内容に沿って国有企業改革を進めることは、国有企業が中国经济の中で大きな地位を占めていることから、また現在多くの国有企業が経営難に陥っていることから、多大な困難を伴う。ただ、2015年9月に党中央と国务院が打ち出した新しい国有企業改革の方針（注8）では、今後は「商業類国有企業」と「公益類国有企業」に分けて改革を推進するとしている。

「商業類国有企業」に対しては、独立・自主的に生産経営活動を行わせ、優勝劣敗の原則に従って進退が決まるようにする。これには国の安全や国民経済の重要な業種・分野の企業も含める。それ以外は、民生保障、社会サービス、公共製品・サービスを手がける「公益類国有企業」とする、というものである。つまり大多数の国有企業を TPP 協定でいう「商業的考慮」に基づいて商業活動を行う存在とするもので、改革の方向は TPP 協定の合意内容と合っている。2020年までに“決定的な成果”を上げるとしているが、そのときに TPP 協定への加入時期となるだろう。

(注1) 交渉参加12カ国の協定本文への署名は2016年1月にも完了すると言われており、その後2年以内に全ての交渉参加国が批准した場合は最後の国の批准から60日後に発効し、この条件が満たされない場合には、交渉参加国域内のGDPの85%以上かつ6カ国以上が批准すれば発効するとされている。

(注2) 「中央政府ポータルサイト」の掲載記事。

http://www.gov.cn/xinwen/2015-10/09/content_2943718.htm

(注3) 「環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）」と日本政府作成の「TPP協定の概要」で、TPP政府対策本部のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppshiryo.html>

- (注4) 「公正衡平待遇」とは、内国民待遇や最恵国待遇と異なり、投資受入国の状況と無関係に決まる投資財産の待遇についての最低基準で、投資財産の保護に慎重な注意を払う義務、適正な手続きを行う義務、恣意的措置の禁止などを言う。
- (注5) 「国務院の市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見」(国発〔2015〕55号、2015年10月2日発布)。これによれば、内・外資に共通に適用する「市場参入ネガティブリスト」と外資のみに適用する「外商投資ネガティブリスト」を制定する。前者は国の安全及び“重大生産力配置・戦略性資源・重大公共利益”に関する業種・分野・業務と参入にあたっての統一条件を記載したもの、後者は外国投資家の特定の投資・経営行為に対する特別管理措置を記載したものとされる。国務院が一部の地区を選定し、2015年12月1日から2017年12月31日まで試行し、2018年から全国で正式に実施するとしている。
- (注6) ちなみに「解説」によれば、日本は社会事業サービス(保健、社会保障、社会保険等)、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について、包括的な留保(投資に対して禁止または制限の例外措置を採ること)を行ったとされている。
- (注7) 注7に同じ。
- (注8) 「中共中央、国務院の国有企業改革に関する指導意見」(2015年8月24日決定、同年9月13日発表)。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザリー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国「新常态(ニューノーマル)」時代において成長の鍵を握る国有企業改革

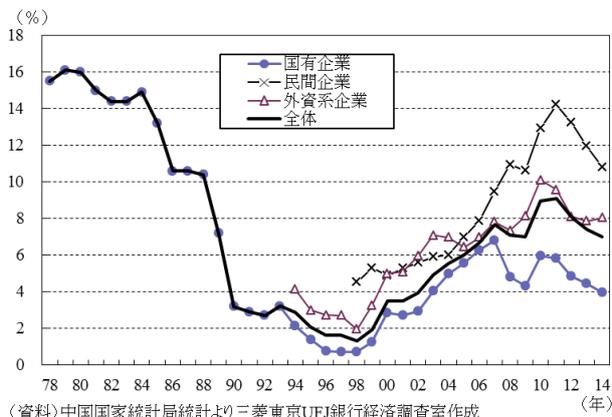
三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 萩原陽子

習近平政権は、高度成長期終焉後の中国を新常态（ニューノーマル）と位置付け、安定成長の確保を模索している。そのために構造改革を不可欠なものとして、2013年11月の中央委員会第三回全体会議（三中全会）で「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する決定」（以下「三中全会の決定」）を採択し、政治・経済・社会と広範な分野における改革のアウトラインを示した。「三中全会の決定」は、冒頭部分で、「市場が資源配分における決定的な役割を果たす」として、市場化改革深化のスタンスを明示し、中国内外における様々な改革の進展への期待を高めたが、中国経済にとっての長年の課題である国有企業改革も例外ではなかった。その後、中央政府による国有企業改革のマスタープランは公表に時間を要したが、2015年9月13日によりやく公表され、改革の本格化に注目が集まっている。そこで、以下では、今後の経済成長の鍵を握る国有企業改革を概観し、その有効性を考察していきたい。

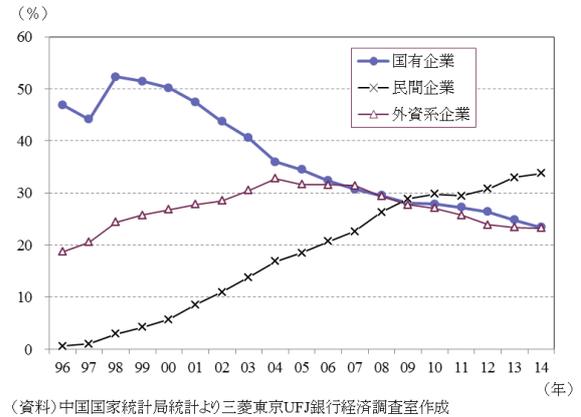
1. これまでの国有企業改革とさらなる改革を要する現状

中国にとって国有企業改革は長年に亘り、解決が追求されてきた課題である。改革開放政策導入以来の参入規制緩和に伴う外資系企業・民間企業との競争激化により、80年代から国有企業の業績は急速に悪化した（図表1）。このため、政府は、95年に「抓大放小（大をつかみ小を放つ）」という方針の下に、大企業に重点を置き、中小企業を自由化する国有企業改革を推進した。その結果、人員削減や中小企業の民営化などにより、国有企業のシェアは縮小し（図表2）、「国退民进（国有企業の退潮と民間企業の発展）」が進む一方、国有企業の業績は持ち直した。

図表1 工業部門の企業の総資産利益率の推移



図表2 売上高に占めるシェア



国有企業の業績回復に伴い、政府は国有大企業を国際競争力の高いグローバル企業に育成しようとするようになった。2006年、「国有資本の調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」を公表し、国有資産を国家の安全と経済の鍵を握る優先分野に集中させ、国有企業の国際競争力

を強化する方針を示した。その優先分野には、「国有企業が絶対的な支配力を維持すべき重要分野」として、軍事工業、送電・電力、石油・石油化学、通信、石炭、航空、海運が、「国有企業のシェアが低下しても、その影響力・牽引力は増強する基幹分野」として、機械設備、自動車、電子情報、建設、鉄鋼、非鉄金属、化学、探査・設計が選定された。軍事、エネルギー、輸送・通信などの「重要分野」については安全保障上の観点から首肯し得るとはいえ、機械、自動車など「基幹分野」については相対的に民間・外資系企業よりも低効率・低収益の国有企業を主体とするグローバル化戦略に疑問を呈する向きも少なくなかった。

こうしたなか、リーマンショック後には大規模なインフラ投資を中心とした景気下支え政策が展開されるなか、国有企業がその担い手となったことで「国進民退（国有企業の発展と民間企業の退潮）」との批判の声があがった。もっとも、実態的には、図表2の通り、国有企業の売上高に占めるシェアが再拡大に転じたというわけではなかった。

国有企業はグローバル企業化への期待から国家支援を受けているにもかかわらず、ほとんどの業種において、非国有企業よりも収益力が低い状況が続いており（図表3）、これは政府の選択が資源配分を歪めていることを示唆する。とくに赤字国有企業ですら政府の保護の下で延命されていることは過剰投資問題の主因との指摘もある。こうしたことから、高成長時代の終焉に伴い、赤字企業の淘汰を含む、さらなる改革は不可避となっている（図表4）。

図表3 工業部門の主要業種における企業別シェアと利益率（2013年）

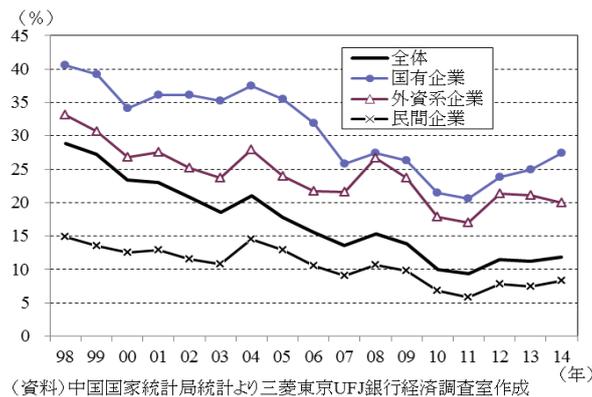
	売上高 (億元)	1社当たり資産 (億元)	売上高シェア(%)			総資産利益率(%)			
			国有	民間	外資	全体	国有	民間	外資
工業全体	1,029,150	2.4	25.1	32.0	23.5	7.4	4.4	11.9	7.9
電子・通信機器製造	77,226	4.0	8.5	9.2	71.9	6.5	4.1	9.0	6.3
化学原料・製品製造	76,330	2.5	17.4	34.5	22.9	6.9	0.8	13.0	7.1
鉄鋼精錬圧延加工	76,317	5.7	32.9	31.5	10.8	2.7	0.0	7.9	2.3
電気機器製造	61,018	2.2	8.5	34.9	26.5	7.4	2.6	10.3	6.9
輸送機器製造	60,540	4.0	44.6	16.9	46.3	10.9	11.3	9.4	14.9
食品加工	59,497	1.2	5.6	46.7	18.6	11.6	3.3	16.6	8.0
電力・蒸気・温水供給	54,825	17.3	93.1	1.1	5.6	3.5	3.4	3.0	8.1
非金属製品製造	51,284	1.3	9.0	51.2	10.7	9.3	4.5	13.3	6.5
非鉄金属精錬圧延加工	46,536	4.4	33.4	30.0	11.1	4.5	0.6	9.9	3.2
汎用機械製造	42,789	1.6	11.4	42.4	25.2	8.2	3.5	12.5	8.0
石油加工・コークス製造	40,680	11.3	68.6	14.0	11.2	2.1	0.5	4.0	3.7
紡績	36,161	1.0	2.4	51.8	16.8	9.3	1.0	11.2	7.0
金属製品製造	32,843	1.1	6.8	51.9	19.2	8.8	2.8	11.8	7.0
石炭採掘	32,405	6.1	58.8	19.2	5.7	4.9	3.5	8.8	11.4
専用機械製造	32,057	1.9	17.0	38.8	19.8	7.3	2.0	12.9	6.3
ゴム・プラスチック製品製造	27,311	1.1	4.8	47.4	25.7	9.6	3.3	13.3	6.2
医薬製造	20,593	2.8	11.6	27.7	22.1	11.2	7.2	13.4	11.3
衣料・繊維製品製造	19,251	0.7	1.0	46.7	32.3	10.4	4.4	13.1	7.8
食品製造	18,165	1.5	5.8	35.4	30.1	13.7	5.4	14.4	13.0
鉄道、船舶、航空機等製造	16,545	4.1	39.7	29.7	18.5	4.6	2.4	9.9	6.3
飲料製造	15,185	2.3	18.7	29.3	25.9	12.9	14.9	15.7	10.1
製紙	13,472	1.8	7.2	40.0	26.5	5.8	0.6	11.3	4.1
化学繊維製造	12,493	0.8	0.9	44.7	36.6	13.4	8.7	18.3	10.0
計測機器・事務用機器製造	12,038	0.8	4.5	44.8	34.2	10.7	12.0	12.8	8.1
非鉄金属採掘	12,022	0.6	1.6	68.3	8.6	15.9	2.8	20.7	8.5
石油・天然ガス採掘	11,691	136.7	87.7	0.3	5.9	19.4	18.8	6.7	28.7

(注) 1.対象は年間売上高2,000万元以上の企業のみ。太字、網掛けは政府が国有企業の優先分野。

2.国有企業、民間企業、外資系企業以外の企業もあり、また、重複もあることから売上高シェアの合計は100%にならない。

(資料)「中国統計年鑑」より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4 赤字企業のシェア



2. 「三中全会の決定」を機に進む国有企業改革

「三中全会の決定」は冒頭部分で、市場が資源配分における「決定的な役割」を果たすとして、それまでの「基礎的な役割」から格上げしたため、改革深化に向けた強いメッセージを發したものと受け止められた。一方、国有企業自体に関する表記に限定すると、主導的な役割や国有経済の支配力、影響力の強化を明記し、むしろ、国有企業優先主義を感じさせるところもあった。

国有企業改革の中核には民間資本の受け入れを通じて国有企業の体質改善を促す「混合所有制経済」の発展が据えられた。90年代に中小規模の国有企業で採用した実質民営化を、国有部門に残された、より規模の大きい企業群に適用することは難しいとの判断が窺われる。また、90年代の国有企業改革では、国有企業を安値で民間の手に渡し、国有資産流出となったとの批判を招き、現在も国有企業民営化の場合、膨大な利権が不適切に分配される恐れがあることも考慮されたと考えられる。

(1) ようやく發表された中央政府の改革マスタープラン

政府筋は、「三中全会の決定」に基づく国有企業改革案を、マスタープランとその実現のための複数の個別政策という形(1+N)で發表することを示唆していた。2015年9月13日、「三中全会の決定」から約2年を経て、ようやく、マスタープランにあたる「国有企業改革の深化に関する指導意見(以下、指導意見)」が公表された。これほどの時間を要したのは、それだけ困難な調整過程を要したと推測される。

「指導意見」では、2020年までに国有資産管理体制、近代的な企業制度、経営メカニズムの市場化、国有資本配分の合理化といった改革で決定的な成果をあげるとともに、国有企業を增強し、イノベーション能力と国際競争力を備えた国有中核企業を育成するという目標を提示した。具体的な改革の項目としては、①国有企業を分類し、異なる管理を行う「分類改革」、②混合所有制改革、③グループの優良資産だけを切り出す「部分上場」ではなく、「全体上場」の促進、④国有資産の流失回避のための体制整備、⑤国有企業に対する共産党の指導強化——などが盛り込まれた(図表5)。

図表5 国有企業改革の深化に関する指導意見の主な改革項目

分類改革	国有企業を市場化を進める「商業類企業」と社会保障・公共サービスに関わる「公益類企業」に2分類し、「商業類企業」は株式制改革、株主の多元化を進め、競争力を強化、「公益類企業」は市場メカニズム導入により、公共サービスの効率と機能を向上。
混合所有制改革	地域、産業、企業に見合ったペースで進め、タイムテーブルも設定せず、条件が整ったものから推進。出資、株式購入、転換社債引き受け、株式交換など多様な手法による非国有資本の改革参加を奨励。石油、天然ガス、電力、鉄道、電信、資源開発、公益事業などの分野で、非国有資本に開放するプロジェクトを提示。
企業制度の近代化	グループの優良資産だけを切り出す「部分上場」ではなく、「全体上場」の促進、取締役会の確立と権限強化によるガバナンスの向上、経済合理性のある貸金システムなどが中心。
国有資産の流失	企業内部での管理体制強化、第三者による外部監督制度の確立、情報公開制度の改善による国民監視、および、厳格な責任追及を明記。
共産党の指導強化	共産党の指導強化を通じ、コーポレートガバナンスの改善や反腐敗を追求。
国有資産管理	新たな国有企業管理組織である国有資本投資・運営会社を通じて、国有企業の整理・退出、再編・統合、育成を進める。

(資料) 共産党中央委員会・國務院「国有企業改革の深化に関する指導意見」より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

「三中全会の決定」で国有企業改革の中核に据えられていた混合所有制改革については、各地域、産業、企業に合わせ、タイムテーブルも設定しないこととし、条件が整ったものから進めることとして、国有企業の個別事情に強い配慮を示すものとなった。具体的には、出資、株式購入、転換社債引き受け、株式交換など多様な手法による民間資本の改革参加を奨励し、石油、天然ガス、電力、鉄道、電信、資源開発、公益事業などの分野で、民間資本に開放するプロジェクトを提示するよう指示した。さらに、混合所有制改革については、指導意見の付属プラン（1+NのNにあたる）となる「国有企業の混合所有制経済発展に関する意見」が9月24日に発表され、①他の国有資本や民間資本の積極的な受け入れ、②安全保障上、経済上の重要分野における国家支配の維持、③電力、石油、天然ガス、鉄道、航空、通信、軍需の7産業における競争分野の開放による混合所有制改革モデル事業の推進——などの方向性が示された。

また、「三中全会の決定」にはなかった「分類改革」（国有企業を商業類企業と公益類企業に分類し、異なる管理体制を敷く）が新たに盛り込まれたことも特徴的である。この「分類改革」は、「三中全会の決定」から「指導意見」の公表までに約2年を要する間に、各地方政府が先行して進めていた国有企業改革の多くにすでに採用されたものである（後で詳述）。元々、「三中全会の決定」に先行して、政府系シンクタンクである國務院発展研究センターが発表し、同決定よりも総じて先進的とされている改革プラン（注）に含まれていたアイディアで、同プランでは国有企業を分類したうえで、競争分野における国有企業の役割を大幅に縮小させる方向性を示していた。

（注）この改革プランでは、国有企業を、経営効率が低く、競争力も強いとはいえないとして、以下の4つの機能——①年金、医療、教育、住宅等の社会保障機能、②インフラ建設等の非営利公共サービス機能、③エネルギー、交通、通信、金融等の戦略的産業における安定、競争、革新の促進機能、④国防などの国家安全保障機能——のいずれかを有するものに限定するという大幅な国有企業削減案を提唱していた。

他方、「国有企業改革の深化に関する指導意見」のなかで、とくに海外から高い関心が寄せられたのは、国有企業の再編・統合推進の方針が示された部分である。というのも、制度面でも、実体面でも指導意見に先行する動きが進み、指導意見に明示されたことで国有企業の再編ラッシュの可能性が浮上したためである。制度面では、2015年8月31日に、国有資産監督管理委員会等が連名で「上場企業の合併、配当、自社株買いの奨励に関する通知」を発表し、株式交換、転換社債、銀行貸出など多様な手段を通じた企業再編のサポート体制整備とともに、銀行、証券会社、資産運用会社、投資ファンド等の多様な金融機関に対して国有企業再編への支援を指示した。

また、実体面では、国有大企業の合併が現実に進んでいる。2015年6月に、鉄道車両メーカーの中国南車と中国北車が正式合併し、「中国中車」が誕生、世界シェアの半分を占める最大のメーカーとなった。7月には、原子力発電大手の国家核電技術と5大電力会社の一つである中国電力

投資集団も合併し、指導意見発表翌日の9月14日には鉄道インフラ大手の中国中鉄が傘下の建設大手、中鉄二局との資産統合計画を発表した。これらの大型合併はともに「一带一路（中国から中央アジア、ロシアを経て欧州に至る陸上・海上シルクロード）」を機にインフラ輸出の加速を志向する中国政府の戦略と密接に結び付いている。他にも石油、航空、造船、海運などで具体的な合併の動きが取り沙汰され、また、通信、自動車、鉄鋼など幅広い業界で国有企業の大規模合併の可能性が指摘されるなど、ここにも、「国進民退」といわれかねない流れがある。

(2) 地方政府による国有企業改革

様々な立場からの意見対立や国有企業の抵抗などから、中央政府による包括的な国有企業改革のマスタープランの策定・公表が遅れるなか、地方政府による国有企業改革が先行して本格化しているのは注目される（中国の国有企業約16万社のうち、中央政府傘下が約5.2万社、地方政府傘下が約10.8万社）。

例えば、上海市政府は、三中全会の翌月の2013年12月には早くも国有企業改革案を発表している。以後3～5年を目処として、国有資産の8割以上を戦略的新興産業や先進製造業、現代サービス業、インフラ事業などの基幹分野に集中させることや国有企業を機能別に3分類し（①市場経済を主とする「競争類企業」、②戦略事業などに従事する「機能類企業」、③市民サービスを主とする「公共サービス類企業」）、異なる管理体制とすることなどが主な内容である。さらに、上海市政府は、2014年7月には、混合所有制改革案を公表、9項目の具体策の筆頭に株式制度改革の推進を掲げ、続く第2項目では、2013年12月の国有企業改革案における3分類を踏まえ、「機能類企業」、「公共サービス類企業」については、原則、国有を維持するものの、「競争類企業」については存続・退出を市場原理に委ねるものとした。

上海市を含め、2015年8月までに22の省・直轄市で国有企業改革案が策定されているが、上海市で打ち出した国有資産の基幹分野への集中、国有企業の分類別管理などの方針が多くの地方政府で踏襲されている。

(3) 国有企業の自主改革と反腐敗

企業側でも自主的に改革を進める動きが出ている。なかでも、いち早く混合所有制改革に呼応する動きをみせたのは石油業界であった。2014年2月、3大国有石油会社の1つである中国石油化工集団は販売部門に30%までの民間資本受け入れを発表した。収益性が高い独占事業である石油産業には多くの企業が参入意欲を示すなか、9月には、出資企業25社が選定され、そのなかには、インターネットのテンセント、家電のハイアールなどの大手民間企業のみならず、中国人寿保険、中国銀行など国有金融機関も多く含まれた。同じく3大石油会社の1つである中国石油天然ガス集団は2014年3月、資源開発、シェールガス事業など最大6事業でプラットフォームを設立し、民間からの共同出資を呼び込む方針を示した。次いで、電力業界でも、5大電力グループのなかで子会社の民間資本出資受け入れなどの動きが出た。

もっとも、こうしたエネルギー業界の自主改革の動きは習近平政権発足以来の過去に例をみない厳しい反腐敗の動きと無縁ではないと考えられている。中国の国有企業は産業毎に強大な既得権益グループを形成し、政府首脳とも結び付き、様々な改革に抵抗してきたが、習政権の摘発の対象は共産党・政府、軍に加え、国有企業にも広がり、なかでも石油業界は早くから厳しい取締りの対象となったことから、自ら改革に動き出したとみられる。

2015年1月に中央規律検査委員会は年内に中央政府傘下の全企業を調査する方針を示し、エネルギーなどの独占業種を中心に国有企業幹部の摘発を進めている。こうした反腐敗の広がりには国有企業の抵抗力の弱体化と改革への貢献を促す推進力となっていることから、独占価格の引き下

げや民間資本の受け入れが進む可能性はあろう。

ただし、子会社に対する民間資本の受け入れは、新たな投資資金確保の手段ともみられ、民間参入による競争強化を通じた効率化ではなく、民間からの資本を受けて国有大企業の強大化、すなわち、「国進民退」が進むだけではないかとの指摘もある。

3. 国有独占産業の効率化に向けた動き

「三中全会の決定」では、国有独占業種についても規制緩和による競争強化を通じた資源配分の市場化推進を掲げており、これに従う動きが徐々に進展している。

いち早く動いたのが工業情報化部で、三中全会の翌月の2013年12月には既存の通信会社の通信インフラを借り受けてサービスを提供する仮想移動体通信事業者(MVNO)の認可を開始した。第1弾として電子商取引大手のアリババや京東商城など民間企業11社が認可され、2014年11月には第4弾まで開放が進み、MVNOは33社まで拡大した。一方、2014年5月には、工業情報化部と国家発展改革委員会が連名で全ての通信料金の自由化を発表し、同年8月には通信料金自由化を明文化する形で通信条例が修正された。

輸送面では民用航空局が先陣を切り、2014年2月、格安航空会社(LCC)の発展を促進するための指導意見を発表し、参入障壁の引き下げ、手続きの簡素化などを盛り込んだ。これにより、3大国有航空会社(中国国際航空、中国南方航空、中国東方航空)が約8割の市場シェアを有する航空業界でも競争強化と運賃引き下げを促すこととした。規制緩和を受けて、2014年7月には3大国有航空会社の一つである東方航空は子会社をLCCに転換、12月には民間航空会社、吉祥航空の子会社である九元航空が華南初のLCCとして新規参入した。

銀行業においても、民間企業向けの貸出拡大と競争強化によるサービス向上への期待を担い、民間銀行の新設が進んでいる。2013年7月に政府が民間銀行設立を奨励する「金融による経済の構造調整と高度化への支援についての指導意見」を発表すると、独占ゆえに利益率が高い銀行業界に参入する好機とみて、小売、IT、家電、鉄鋼、航空、農業、アパレルなど多様な業界から設立申請が相次いだ。結局、2014年3月、銀行業監督管理委員会(銀监会)は第1陣として試行対象とする5行を選定し、その出資企業にはアリババやテンセントなど、すでにインターネット資産運用商品を通じて、既存の銀行預金市場を脅かす勢いを示す企業も含まれた(図表6)。

図表6 新設民間銀行

	銀行名	主要出資企業	出資比率 (%)	業種	開設地域	事業モデル	開業日
①	深圳前海微衆銀行	テンセント	30	インターネット	広東省深圳市	大口預金、小口貸出	2015年1月18日
		百業源	20	投資			
		立業	20	不動産			
②	上海華瑞銀行	均瑤集團	30	サービス投資	上海市	地域限定	2015年2月17日
		美特斯邦威服飾	15	アパレル			
③	温州民商銀行	正泰集團	29	電機	浙江省温州市	地域限定	2015年3月26日
		華峰集團	20	素材			
④	天津金城銀行	華北集團	20	電線・ケーブル	天津市	法人業務限定	2015年4月27日
		麦購(天津)集團	18	投資			
⑤	浙江網商銀行	浙江螞蟻小微金融服務(アリババ傘下)	30	電子商取引	浙江省杭州市	小口預金、小口貸出	2015年6月25日
		復星集團	25	コングロマリット			
		万向集團	18	自動車部品			
		寧波市金潤資産經營(銀泰傘下)	16	百貨店			

(資料)中国銀行業監督管理委員会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

5行は2014年中に正式に設立認可を受け、いずれも2015年前半には開業に漕ぎ着けている。これを経て、2015年6月26日、銀监会は「民間銀行の発展促進に関する指導意見」を発表し、民間企業の銀行業参入規制を撤廃するに至っている。出資企業について、①3期連続黒字、②期末配当後の純資産が総資産の30%以上、③権益性投資残高が純資産の50%以下などの参入条件が

明示され、新銀行には、差異化された戦略やリスク抵抗力、リスク発生時の対応策が求められるが、一方で、新規参入圧力は大きく、銀監会は、同日の記者会見ですでに申請件数が40行を超えていることを明らかにしている。

4. 問われる国有企業改革の有効性

以上の通り、マスタープランである「国有企業改革の深化に関する指導意見」に先行した鉄道などの大型合併を踏まえると、習政権が進める国有企業改革は、「三中全会の決定」が習近平改革全体の基本方針として「市場が資源配分における決定的な役割を果たす」との明示したために内外が期待した市場化推進よりも、国有企業の強化という色彩が強いとみられる。

確かに、中央政府傘下の国有大企業については、今日のグローバル競争を踏まえれば、合併による大規模化戦略は不自然ではなく、実際、海外企業でも大型合併は一般的な戦略となっている。巨大国有企業が薄利多売戦略でグローバル市場を席卷すれば、海外のグローバル企業にとっても脅威になる可能性は否定できない。ただし、大型合併は効率改善を保障するものではなく、中国国内では大型国有企業による独占が進み、経済の活力が損なわれるリスクもはらむ。また、2015年10月5日、長年の困難な調整過程を経て、ようやく大筋合意に至った環太平洋パートナーシップ協定(TPP)には、国有企業優遇を厳しく制限する規定が盛り込まれ、中国がTPPに参加しようとする際のハードルにもなる。

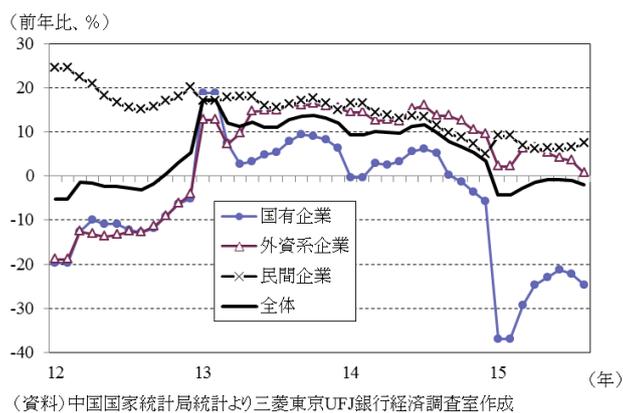
成長戦略との関係を考えてみると、2015年3月の全国人民代表大会(全人代)で足元の最重要戦略として提示された「中国製造2025(2025年までの製造業高度化)」およびインターネットと製造業との融合を目指す「インターネット+(プラス)」においては(図表7)、政府は引き続き、国有企業が主導的な役割を果たすと期待している。ところが、その他の大多数の地方政府傘下の国有企業を含む国有企業全体では2015年に入ってから収益悪化が目立ち(図表8)、国内外の株価下落の引き金となるほどである。未だに深刻な投資過剰状態の改善に向けても、赤字国有企業の淘汰は不可欠と考えられる。

図表7 「中国製造2025」と「インターネット+」の概要

中国製造2025	
①	イノベーション能力の向上 企業を主体とし、市場に誘導された、産・官・学にユーザーまでも結合した製造業イノベーションシステムを構築。
②	情報化と工業化の高度な融合 次世代情報技術と製造技術の融合発展を加速し、その主流にスマート製造を据える。
③	工業における基礎能力の強化 製造業のイノベーションと質の向上の制約要因となる基礎部品、基礎工程、基礎素材、基礎技術の弱点を克服。
④	品質とブランド構築の強化 品質コントロール技術、品質管理体制、環境を最適化し、製造業の質を大幅に向上。卓越した品質、知的財産権を有するブランド製品の形成による企業の自主ブランド価値と中国製造業のイメージ向上を奨励。
⑤	グリーン製造の全面的な推進 製造業のグリーン改造・高度化を加速。高効率・クリーン・低炭素・循環型のグリーン製造システムを構築。
⑥	重点分野におけるブレイクスルーの推進 10大戦略産業の発展を推進:①次世代情報技術産業、②高機能工作機械・ロボット、③航空・宇宙設備、④海洋エンジニアリング設備・船舶、⑤鉄道交通設備、⑥省エネ・新エネ自動車、⑦電力設備、⑧農業用機械・設備、⑨新素材、⑩バイオ医薬・高性能医療機械
⑦	製造業の構造調整の深化 従来型産業をミドルエンド、ハイエンドに押し上げ、過剰な生産能力を解消し、大企業と中小企業の協調的な発展を促進。
⑧	サービス型製造業と生産型サービス業の発展 製造業とサービス業の共同発展を促進し、生産型製造業からサービス型製造業への転換を促す。また、製造業と密接に関わる生産型サービス業を大いに発展させ、サービス機能区とサービスプラットフォームを構築。
⑨	製造業の国際化レベルの向上 国内外の資源と市場を統合しつつ計画的に利用し、積極的な開放戦略を実行し、外資導入と海外進出の結合により、新たな開放分野を開拓し、国際協力をさらに推進し、重点産業の国際化と企業の国際競争力の向上を図る。
インターネット+	
①	"インターネット+ 創業・イノベーション" インターネットによるイノベーション促進
②	"インターネット+ 協同製造" 製造業のデジタル化、ネットワーク化、スマート化によるインターネット活用共同製造
③	"インターネット+ 農業近代化" インターネット利用により、農業近代化を促進
④	"インターネット+ スマートエネルギー" インターネットを通じ、エネルギーの生産・消費モデル変革、エネルギー効率の向上、省エネ・排出削減を推進
⑤	"インターネット+ インクルーシブ・ファイナンス" インターネット金融の健全な発展とそれによる多層的な投融资ニーズの充足
⑥	"インターネット+ 公益サービス" インターネットの効率的で簡便という利点を活かし、リソースの利用効率を向上、サービスコストを削減
⑦	"インターネット+ 効率的な物流" 産業・地域横断型物流情報サービスプラットフォームを構築し、効率改善
⑧	"インターネット+ 電子商取引" 農村、産業、海外などに取引エリアを広げ、電子商取引発展をリード
⑨	"インターネット+ 交通" インターネットと交通の融合を深め、交通サービスの質をレベルアップ
⑩	"インターネット+ エコロジー" インターネットと生態文明の融合促進、環境改善
⑪	"インターネット+ 人工知能" 人工知能公共イノベーションサービスの提供により人工知能開発促進

(資料) 中国国務院中国国務院「中国製造2025」に関する通知、「インターネット+」に関する指導意見より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表8 工業部門の利益伸び率の推移（月次累積ベース）



「国有企業改革の深化に関する指導意見」で示された目標は「イノベーション能力と国際競争力を備えた国有中核企業を育成」となっている。しかし、これまで経済活性化の主役は外資・民間企業であったことからすれば、むしろ、中長期的な安定成長には一段の「国退民进（国有企業の退潮と民間企業の発展）」への軌道修正が必要となる可能性があり、今後の展開には注視を要する。

以上

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



人民元の国際化と金融市場の変化

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
資金証券グループ 坂井 博昭

2013年9月から10月の中央アジア・東南アジア歴訪の際、習近平国家主席は「シルクロード経済帯（中国から中央アジアを經由して欧州へ至る陸路）」と「海上シルクロード（東南アジア・インド・アフリカ・中東を経て欧州へ至る海路）」の共同建設（両方のシルクロードをあわせて、以下、「シルクロード経済圏」）である「一帯一路」プロジェクトの立ち上げを提唱した。

最初の提唱から約1年後の2014年11月、北京にて開催されたアジア太平洋経済協力会議の席で、習近平国家主席は再度「一帯一路」プロジェクト構想を進めていくと強調した。

その後、2015年3月28日に中国国家発展改革委員会、中国外交部、中国商務部が合同で「一帯一路」プロジェクトの青写真および行動方針を発表、シルクロード経済圏を中心に人民元の国際化を更に進めていくことが示された。

また、2015年10月末に開催された党中央委員会第5回全体会議（以下、「5中全会」）において2016年から2020年の第13次5ヵ年計画の草案が採択された。その内容は、「中高速成長の維持」を主目標としながら、通貨の国際化のメルクマールとなる国際通貨基金（以下、「IMF」）の特別引出権（Special Drawing Rights、以下、「SDR」）バスケット構成通貨入りを目指し、人民元の国際化を進めていくことも盛り込まれている。

本稿では、人民元の国際化の現状を踏まえ、今後の人民元の国際化推進に伴う金融市場等への影響につき考察のこととする。

1. 「一帯一路」プロジェクト等と人民元の国際化

「一帯一路」プロジェクトは現代版シルクロードの構築を目指した中国の経済・外交政策構想を指し、中国から中央アジアを經由して欧州につながる「シルクロード経済帯」（一帯）と、東南アジア、インド、アフリカ中東を経て欧州に至る「21世紀海上シルクロード」（一路）の2つのルート構築を目指すものである。

2015年3月28日に、中国国家発展改革委員会、中国外交部、中国商務部が合同で「シルクロード経済帯および21世紀海上シルクロード共同建設の青写真および行動指針」を発表した。発表内容によると、アジアおよび欧州各国・地域を結ぶインフラ網の整備を優先させつつ、貿易や投資（農林水産、環境保全、再生可能エネルギー、資源開発等も投資対象に含まれる）等の幅広い分野でシルクロード経済圏内の周辺国と連携を強化していく、とされている【図表1】。

【図表1】「一帯一路」プロジェクトの内容

項目	主な内容
① 政策協調	<ul style="list-style-type: none"> 政府間の協力を強化し、マクロ政策に関する多層的な政府間の交流メカニズムの構築を目指す。
② インフラネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 国際幹線道路を共同建設し、アジア、欧州、アフリカまでのインフラネットワークを形成。道路、港湾、空港の共同建設。通関を含む統一的な国際輸送メカニズムの構築。 原油・天然ガスパイプラインの共同維持、クロスボーダー送電網等の構築。地上（海底）光ケーブルの建設。

③	貿易・投資の自由化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資・貿易障壁の撤廃。 ➢ 農林水産業、海洋産業、環境産業等の投資分野の開放。 ➢ バイオエネルギーや次世代情報技術等の新興産業で協力
④	金融協力	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家間の通貨スワップ、決済範囲と規模の拡大。 ➢ アジア債券市場の開放と発展を推進。 ➢ アジアインフラ投資銀行、BRICS 銀行の設立準備を推進、シルクロード基金の創設・運営を加速。 ➢ 沿線国の政府、企業、金融機関による中国国内での人民元債券発行を支持。 ➢ 沿線国の金融機関との間で協調融資。銀行与信等で多国間の金融協力。 ➢ 中国国内金融機関・企業の海外での人民元債券・外貨債券の発行を認め、「一带一路」での利用を奨励。
⑤	民心交流	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各国の留学生数を拡大。学校の共同建築。毎年沿線国に1万人分の奨学金枠を提供。 ➢ 観光協力、スポーツ交流。 ➢ 研修施設の共同建設。科学技術の協力強化。

(出所) 中国国务院等発表資料を基に、BTMUC が作成

図表 2 は、中国企業による ODI (対外直接投資、金融を除く) の推移であるが、年々投資額は拡大し、2015 年に入っても前年比で 16% 以上のペースで投資が拡大中である。「一带一路」プロジェクトの下、シルクロード経済圏の国々向けの設備・インフラ投資が開始されたこと等が投資金額増加の背景として考えられる。特に、シルクロード経済圏の国々への投資は、2015 年 1 月から 9 月までの累計で 120 億米ドルと、前年比 66.2% の大幅増となっており、今後も同経済圏の国々への投資が加速するものと考えられる。

次に、本プロジェクトを金融面から見てみると、資金面および財政面での柱となる、①アジアインフラ投資銀行¹ (以下、「AIIB」) は 2015 年内始動に向け準備中であること、②BRICS 銀行² は第一号の投資案件等を検討中であること、③シルクロード基金³ は既に 2015 年 4 月にパキスタンにて第一号プロジェクトに着手していること等、シルクロード経済圏の国々への金融面からのインフラ支援を行う体制を固めつつある。また、中国は、同時にシルクロード経済圏の国々との人民元の利用拡大を推進している。

2015 年 10 月末に開催の党中央委員会第 5 回全体会議において、2016 年から 2020 年の第 13 次 5 ヵ年計画の草案が採択された。2020 年の国内総生産と所得水準を 2010 年比で倍増させることや「一带一路」プロジェクトを推進することが盛り込まれるとともに、人民元の SDR バスケット構成通貨入り⁴ を促すことが発表され、中国は、今後 IMF 定義の自由利用可能通貨⁵ を目指し、様々

【図表 2】ODI の月次推移

	年間累積額 (億ドル)	前年比 (%)
2015/01	101.7	40.6
2015/02	174.2	51.0
2015/03	257.9	29.6
2015/04	349.7	36.1
2015/05	454.1	47.4
2015/06	560.0	29.2
2015/07	635.0	20.8
2015/08	770.0	18.2
2015/09	873.0	16.5

(出所) 税関総署資料を基に、BTMUC が作成

¹ シルクロード経済圏等に対するインフラ設備資金の融資等を目的とし設立された銀行。57 カ国・地域が参画予定で資本金 1,000 億米ドルを予定。出資割合は中国：30.34%、インド：8.52% 等、中国の出資割合が非常に突出。

² BRICS およびその他発展途上国のインフラ整備のため、中国、ロシア、ブラジル、インド、南アフリカの 5 ヶ国が出資し設立された銀行。

³ インフラ整備のため設立され、中国の政府機関が出資。プライベートエクイティに似たスキームにて国内外から資金調達を実施する見込み。2015 年 4 月にパキスタンの水力発電事業 (総工費：16.5 億米ドル) に一部融資・出資を実施。

⁴ 現在、SDR バスケット構成通貨は米ドル、ユーロ、ポンド、円で成り立っている。直近では、人民元が 2015 年内に IMF の SDR バスケット構成通貨入りの可能性が高いとの報道も一部ある。

⁵ IMF 協定では「自由利用可能通貨 (freely usable currency)」を、IMF が①国際取引での支払いに広く使われ、②主要な取引市場で広く取引されていると判断する通貨と定義されている。また、自由利用可能通貨は、準備資産の占める割合や外為市場での取引高等、複数の判断指標がある。

な外為・資本規制等を緩和しながら、人民元の国際化を進めていこう。

2. 人民元の国際化の現状等

(1) 人民元の国際化拡大の背景⁶

2008年に発生したリーマンショック以前、中国は、対外取引や対外資産形成を専ら米ドルに依存し、人民元の国際的な使用を厳しく制限してきた。しかしながら、リーマンショックを発端とした金融危機以降、輸出が落ち込み、為替リスク・為替コストの低減による輸出の底支えを図るため、近隣諸国・地域との貿易における人民元決済を解禁した⁷。

また、国際通貨体制の下で基軸通貨として機能する米ドルを有する米国が金融危機の震源地となったことで、米ドルを中心に外貨準備を積み上げてきた国々は一斉に準備資産の毀損という不利益を被ることとなった。中国においては、その危機発生時に約2兆米ドルにのぼる世界最大の外貨準備保有国であったため、相応の被害を被った。

かかる状況下、2009年3月に周小川人民銀行総裁は米ドル基軸体制からの脱却に向け、「世界には単一国の経済情勢や国家としての利害に左右されない超国家的な準備通貨が必要である」と述べ、SDRバスケット構成通貨にすべての通貨を含めてその役割を高めるべきだと主張した論文等を発表し、国際世論に波紋を引き起こした。さらに、中国はIMFの出資比率を引き上げる等、中国と人民元のプレゼンスを高める活動を国際機関宛に展開してきた。

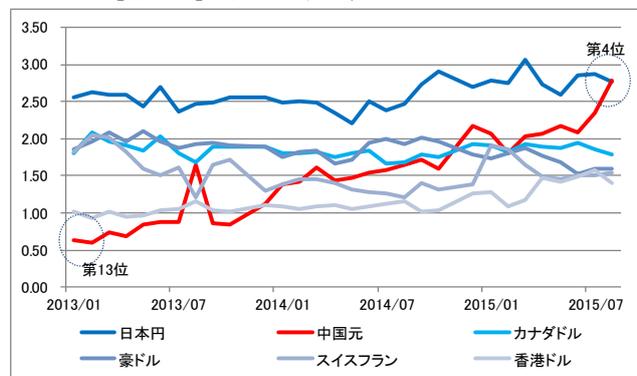
しかしながら、中国の人民元は、2010年にSDRバスケット構成通貨入りが検討されたものの、全世界で広範囲に利用されている等の要件を満たしていないことを理由としてIMFの理事会において構成通貨入りは見送られた。その後、中国は人民元のSDRバスケット構成通貨入りを目指し、人民元の国際化に取組み、更なる人民元の利用拡大を図ってきた。

(2) 人民元の国際化の現状

中国は、2008年発生したリーマンショック以降、貿易における人民元決済の解禁を皮切りに、①世界各国との通貨スワップ協定の拡大、②オフショアでの人民元決済システム設立、③各通貨と人民元の直接取引の拡大、および④RQFII制度の拡大等に取り組み、人民元の国際化を推進している。

国際銀行間通信協会（以下、「SWIFT」）によると、2013年1月時点の国際決済における使用通貨ランキングで、人民元は世界第13位であった。しかしながら、上述の取組みが奏功し、2014年12月には、カナダドルや豪ドルを抜きランキングを2つあげ、中国元が米ドル、ユーロ、ポンド、円に次ぎ世界第5位に浮上した。それ以降、一時的にランキングが下落した時期はあるも、ランキングは世界第5位をほぼ維持、2015年8月には円を抜き、世界第4位となった【図表3】。次に上述の各取組みにつき見ていくこととしたい。

【図表3】世界の決済通貨ランキング



(出所)SWIFT 公表資料を基に、BTMUC が作成

⁶ 2012年6月 BTMU 中国月報「人民元の国際化を中心に進む中国の通貨戦略」を参照。

⁷ 当時、対外決済は外貨建てに限定していた。しかしながら、2008年12月に「広州・長江デルタと香港・マカオ」と「広西、雲南とASEAN」の貿易について人民元決済の試行を決定。以後、2009年7月に中国5都市（上海市、広東省の広州市・深圳市等）所在の365社と香港・マカオ・ASEANとの間で人民元貿易決済が解禁された。

a. 通貨スワップ協定の拡大

中国は、リーマンショック以後、2008年の韓国との通貨スワップ協定の締結を皮切りに、2009年に香港やマレーシア等、欧州地域で初めてペラルーシ、南米地域で初めてアルゼンチン、2011年にオセアニアで初めてニュージーランド、2014年に北アメリカで初めてカナダ、2015年にはアフリカ地域で初めて南アフリカと通貨スワップ協定を締結した【図表4】。さらに、中国は、通貨スワップ協定更新時に、各国とスワップ通貨枠の増枠を実現している。韓国とは2011年10月に1,800億元から3,600億元へ、香港とは2011年11月に2,000億元から4,000億元へ、直近で英国とは2015年10月に2,000億元から3,500億元へと増枠となっている（スワップ通貨増枠となったのは現在5ヶ国）。

【図表4】中国との通貨スワップ協定国・枠(億元)等

国名	金額	時期	国名	金額	時期	国名	金額	時期	国名	金額	時期
アジア・オセアニア			ヨーロッパ			北アメリカ					
香港	4,000	2009/01	ニュージーランド	250	2011/04	ユーロ圏	3,500	2013/10	カナダ	2,000	2014/11
韓国	3,600	2008/12	モンゴル	100	2011/05	英国	3,500	2013/06	南アメリカ		
豪州	2,000	2012/03	パキスタン	100	2011/12	スイス	1,500	2014/07	ブラジル	1,900	2013/03
マレーシア	1,800	2009/02	トルコ	100	2012/02	ロシア	1,500	2014/10	アルゼンチン	700	2009/04
シンガポール	1,500	2010/07	スリランカ	100	2014/09	ウクライナ	150	2012/06	チリ	220	2015/03
インドネシア	1,000	2013/10	カザフスタン	70	2011/06	ハンガリー	100	2013/09	スリナム	10	2015/03
タイ	700	2011/12	タジキスタン	30	2015/09	ペラルーシ	70	2009/03	アフリカ		
UAE	350	2012/01	アルメニア	10	2015/03	アイスランド	35	2010/06	南アフリカ	300	2015/04
カタール	350	2014/11	ウズベキスタン	7	2011/04	アルバニア	20	2013/09			

(出所) PBOC 公表資料を基に、BTMUC が作成

b. 人民元決済システム設立および各主要通貨と人民元との直接取引

中国は、上述の通貨スワップ協定に加え、海外における人民元決済銀行の設置や人民元との直接取引を進めている。2003年に香港の中国銀行が人民元決済銀行に指定されて以降、2013年まで決済銀行は設置されなかった。

【図表5】各国・地域の人民元決済銀行の設置と人民元との直接取引



(出所) PBOC 公表資料を基に、BTMUC が作成

しかしながら、2013年1月に台湾の中国銀行が人民元決済銀行に指定されたのを契機に、各国・地域に人民元決済銀行の設置が再開され、現在では10カ国以上の国・地域で決済銀行が設置されている【図表5】。また、2015年10月に、人民元建ての貿易決済と投資を促すために必要な人民元クロスボーダー人民元建て決済システム（RMB Cross-Border Inter-Bank Payment System、CIPS）の運用開始を発表している。

c. RQFII 制度の拡大

中国は、従前中国国外からの株式や債券投資を規制していたが、QFII（＝Qualified Foreign Institutional Investors、適格外国機関投資家制度）を解禁する等、国外からの投資規制を緩和してきている。

2002年に、中国証券監督管理委員会（以下、CSRC）および国家外貨管理局（以下、SAFE）から認可を受けた域外の適格投資家は、米ドルやユーロ等にて中国資本市場（中国A株、債券、投資信託等）へ直接投資することが可能となるQFIIを解禁した。その後、2011年にRQFII（＝RMB Qualified Foreign Institutional Investors、人民元適格外国機関投資家）を解禁した。これはオフショア人民元を使い、中国資本市場へ直接投資するための制度であり、2015年10月末時点でRQFIIの承認枠は4,000億元超となっている【図表6】。

【図表6】RQFII 承認国および承認状況

認可国・地域	認可時期	認可枠 (億元)	RQFII承認状況		認可国・地域	認可時期	認可枠 (億元)	RQFII承認状況	
			取得社数	承認枠(億元)				取得社数	承認枠(億元)
香港	2012/11	2,700	79	2,700	カタール	2014/11	300	0	0
シンガポール	2013/10	500	20	315	カナダ	2014/11	500	1	2
英国	2013/10	800	12	228	オーストラリア	2015/01	500	1	100
台湾	2013/10	1,000	0	0	スイス	2015/01	500	1	50
フランス	2014/06	800	4	170	ルクセンブルク	2015/04	500	0	0
韓国	2014/07	800	27	570	チリ	2015/05	500	0	0
ドイツ	2014/07	800	1	60	合計		10,200	146	4,195

(出所)SAFE 公表資料等を基に、BTMUC が作成

3. 人民元の国際化に伴う金融市場への影響

(1) 「一帯一路」プロジェクト下での人民元の利用拡大

①AIIB・BRICS 銀行の設立時に米ドルで出資金を徴収していること、②AIIB 参加国の半分超の国々が中国との通貨スワップ協定が未締結であり、オフショア人民元決済システムもなく、かつRQFII 制度も付与されていない状況【図表7】等に鑑みれば、「一帯一路」プロジェクトを進めていく中で必要な資金は、基本的に世界で幅広く流通している米ドルが活用されるだろう。

しかしながら、中国が人民元の国際化を更に押し進め、人民元の金融インフラの整備が完了すれば、シルクロード経済圏内で自由に人民元を利用することができ、インフラ整備等に必要な資金を人民元で調達し、人民元で運用することも考えられる。

その結果、為替リスク・為替コストの低減等のメリットが発生するため、更に人民元が全世界で流通し、広範囲に使われる通貨として認識されることになるだろう。

2010年のSDRのバスケット構成通貨の見直しの際に、人民元は全世界で広範囲に利用されている等の要件を満たしていないことを理由として、SDRバスケット構成通貨入りは見送られた。しかしながら、シルクロード経済圏の地域には約44億人（世界の約62%）が住んでおり、GDPは21兆米ドル（世界の約29%）に達する国々・地域で人民元が利用可能となれば、IMFは自由利用可能通貨として認めざるをえず、人民元のSDRバスケット構成通貨入りは見えてくることだろう。

【図表7】AIIB 参加国と中国間のスワップ取引・決済銀行・RQFII 付与の有無

東アジア (3)				東南アジア (10)				南アジア (6)				中央アジア (6)			
	スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII
中国	-	-	-	シンガポール	○	○	○	インド	×	×	×	ウズベキスタン	○	×	×
モンゴル	○	×	×	タイ	○	○	×	バングラデシュ	×	×	×	カザフスタン	○	×	×
韓国	○	○	○	マレーシア	○	○	×	パキスタン	○	×	×	タジキスタン	○	×	×
オセアニア (2)				フィリピン	×	×	×	ネパール	×	×	×	キルギス	×	×	×
	スワップ	決済	RQFII	ブルネイ	×	×	×	スリランカ	○	×	×	ジョージア	×	×	×
オーストラリア	○	○	○	ベトナム	×	×	×	モルディブ	×	×	×	アゼルバイジャン	×	×	×
ニュージーランド	○	×	×	ミャンマー	×	×	×								
				カンボジア	×	×	×								
				ラオス	×	×	×								
				インドネシア	○	×	×								
欧州 (18)				中東・アフリカ (11)				中南米 (1)							
	スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII		スワップ	決済	RQFII
英国	○	○	○	ドイツ	×	○	○	クウェート	×	×	×	ブラジル	○	×	×
フランス	×	○	○	イタリア	×	×	×	オマーン	×	×	×				
ルクセンブルク	×	○	○	スイス	○	○	○	カタール	○	○	○				
オーストリア	×	×	×	オランダ	×	×	×	ヨルダン	×	×	×				
デンマーク	×	×	×	フィンランド	×	×	×	サウジアラビア	×	×	×				
ノルウェー	×	×	×	ロシア	○	×	×	エジプト	×	×	×				
スペイン	×	×	×	マルタ	×	×	×	トルコ	○	×	×				
スウェーデン	×	×	×	アイスランド	○	×	×	イラン	×	×	×				
ポルトガル	×	×	×	ポーランド	×	×	×	UAE	○	×	×				
								イスラエル	×	×	×				
								南アフリカ	○	×	×				

○はスワップ、決済、RQFIIのどれも締結していない国。 □はスワップ、決済、RQFIIを全て締結した国。
(出所) PBOC 公表資料を基に、BTMUC が作成

(2) 各国の外貨準備の保有通貨構成への影響

IMF の SDR の評価方法に関する報告⁸によれば、世界各国の外貨準備につき、上位6つの通貨構成の順位 (米ドル・ユーロ・ポンド・円・豪ドル・カナダドル) は変わらないものの、2013年から2014年にかけて、人民元の保有国数 (通貨配分を報告している国) および人民元の外貨準備が若干増加している【図表8】。このことは、①中国が人民元の国際化を推進し、従前より人民元の利便性が上がっていること、および②中国と各国との貿易取引等の重要性が増していること等、各国が人民元を外貨準備として保有し始めた結果だと考えられる。

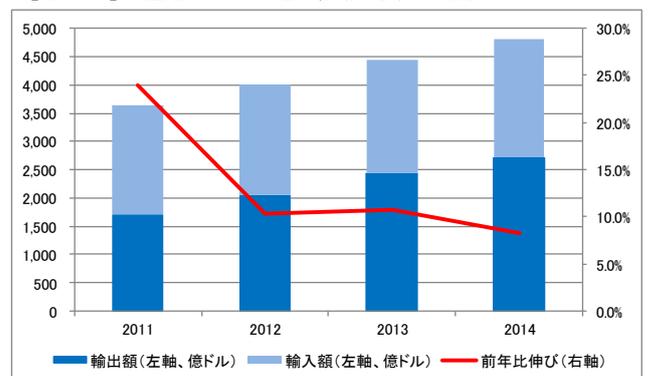
また、中国にとって、米国、ユーロに次ぐ重要な貿易相手である ASEAN について、2013年10月に習近平国家主席が、「一帯一路」プロジェクトによる ASEAN のインフラ支援を強化する方針を打ち出すとともに、2020年にかけて中国と ASEAN 間の貿易額を倍増させて1兆米ドルにすると宣言した。2020年の貿易総額は2013年の貿易総額比【図表9】で5,500億米ドル程度の増加が見込まれるとの前提で、単純試

【図表8】世界各国の外貨準備・報告国数(単位:10億SDR)

	2013年			2014年		
	金額	比率	報告国数	金額	比率	報告国数
米ドル	2,701	61.3%	127	2,961	63.7%	127
ユーロ	1,041	23.7%	109	978	21.0%	108
ポンド	187	4.2%	108	190	4.1%	109
日本円	147	3.3%	87	160	3.4%	88
豪ドル	98	2.2%	79	98	2.1%	78
カナダドル	87	2.0%	84	92	2.0%	85
人民元	29	0.7%	27	51	1.1%	38
その他	96	2.5%		104	2.5%	
合計	4,386			4,634		

(出所) IMF 報告資料を基に、BTMUC が作成

【図表9】中国とASEANとの貿易総額の推移



(出所) WIND のデータを基に、BTMUC が作成

⁸ 2015年8月3日付け「Review of the method of the valuation of the SDR」のIMF報告書の一部から抜粋。

算⁹すると、ASEAN だけでも 719 億米ドルの人民元による外貨準備が発生し、その額は、2015 年 6 月末時点での世界の外貨準備約 11 兆 4,500 億米ドル¹⁰のうち 0.6%程度となり、スイスフランを追い抜く可能性がある¹¹【図表 10】。

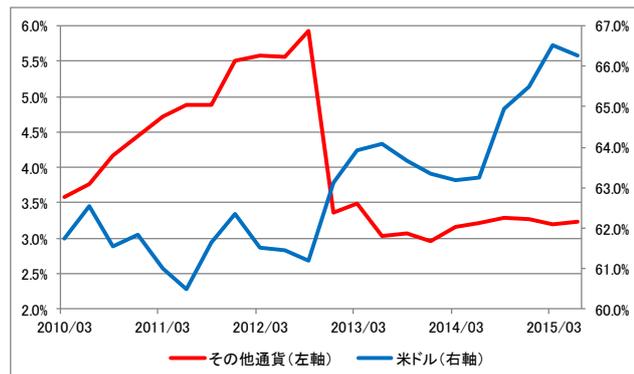
リーマンショック後の金融危機による米ドル毀損の影響等から、各国が外貨準備を「米ドル」から「その他通貨（図表 10 に記載の通貨以外）」にシフトした時期もあることから、人民元で外貨準備を積み立てようとする動きも少なからず出てくる可能性も高いと考えられる【図表 11】。

【図表 10】世界の外貨準備高(2015 年 6 月末)

	金額(億米ドル)	割合
米ドル	73,057	63.8%
ユーロ	23,499	20.5%
ポンド	5,378	4.7%
日本円	4,390	3.8%
カナダドル	2,195	1.9%
豪ドル	2,179	1.9%
スイスフラン	340	0.3%

(出所) IMF のデータを基に、BTMUC が作成

【図表 11】世界の米ドル・その他通貨の外貨準備高割合



(出所) IMF のデータを基に、BTMUC が作成

4. むすび

中国は 2008 年に発生したリーマンショックを発端とした金融危機以降、為替リスク・為替コストの低減による輸出の底支えを図るため、近隣諸国・地域との貿易における人民元決済を解禁した。それ以降、中国は、①世界各国との通貨スワップ協定の拡大、②オフショアでの人民元決済システム設立、③各通貨と人民元の直接取引の拡大、および④RQFII 制度の拡大に取り組み、人民元の国際化を推進してきた。

その流れは変わらず、現在進行中の「一帯一路」プロジェクトや 2016 年から始まる第 13 次 5 ヵ年計画の中でも、中国は更なる人民元の国際化を推し進めていくことだろう。

その結果、人民元の金融インフラが整備された場合には、シルクロード経済圏でのインフラ整備に必要な資金の人民元での調達・運用が開始される可能性がある。また、ゆっくりではあるものの、各国が人民元にて外貨準備を積み立てようとする動きが出てくる可能性も高いと考えられる。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部
E-mail: tsutomu_kishimoto@cn.mufg.jp
TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2950

⁹ 試算の前提条件は以下のとおり。2020 年までに中国と ASEAN との貿易総額が 5,500 億米ドル増加した場合、中国の輸出増加分は 52.3% (=2010 年 1 月から 2015 年 9 月までの貿易額に占める中国の輸出額の割合を平均したもの) の 2,876 億米ドルとなる。ASEAN 各国が輸入額 (=中国から見れば輸出額) の 25% (=外貨準備の適正水準で専門家の意見は分かれる。本件は 2000 年の IMF 報告「Debt and Reserve-Related Indicators of External Vulnerability」を参照、適正水準は輸入額の 3 ヶ月以上とのことから輸入額の 25%にて算出) を外貨準備で積み立てるとした場合、2,876 億米ドル×25%=719 億米ドルとなる。

¹⁰ 世界の外貨準備 11 兆米ドル強のうち外貨準備の配分を IMF に報告していない国の外貨準備が 5 兆米ドル弱ある。その通貨構成比率については、通貨構成比率が分かっているものと同じにした。

¹¹ 2015 年 10 月 27 日付けロイター報道「人民币若加入 SDR 或带动全球逾 5,000 亿美元需求」では、人民元が SDR バスケット構成通貨入りをした場合、全世界で人民元の保有ニーズが数年内に 5,000 億米ドル相当以上発生するとのことである。その額は、2015 年 6 月末時点での世界の外貨準備の 4.4%程度となり、日本円の保有割合を追い抜き、ポンドと同程度の割合になる可能性があると報道。



税務会計: 国家税務総局が「特別納税調整実施弁法(意見募集稿)」を発表(上)

KPMG中国
税務パートナー
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス
移転価格サービス
大谷 泰彦

2015年9月17日、国家税務総局は「特別納税調整実施弁法(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を発表し、広く意見を募集した。「特別納税調整実施弁法」とは、移転価格設定を含む、関連者取引を通じた避税行為を包括的に規制する中国の通達である。そこに寄せられた意見を反映した改定「特別納税調整実施弁法」は、2015年11月下旬から12月上旬に発表され、2016年から適用される見込みである。改定「特別納税調整実施弁法」が実施される以前に発生し、未だ税務処理を行われていない取引については、新規定が適用される見込みである。

意見募集稿は、経済協力開発機構(OECD)による「税源浸食と利益移転(“BEPS”)行動計画」の最終提言のタイミングに合わせて発表された。国家税務総局は、BEPS行動計画における移転価格や被支配外国企業に関する提案の一部、および国家税務総局が提起してきた中国特有の移転価格管理手法や概念を意見募集稿の中に同時に取り入れることにより、BEPS行動計画の中国化を図ろうとしている。

意見募集稿において、中国の移転価格分析や調査の方法がより明確化・拡大される一方、納税者の移転価格関連の開示義務も大幅に強化されている。さらに、意見募集稿条項の文言の広汎な規定ぶりにより、運用面において、地方の国家税務局により大きな裁量権が与えられた。現時点で、意見募集稿によるこれら変更の具体的な影響は不明であるものの、多国籍企業にとって将来的に二重課税が生じる可能性が高まり、また、既存のビジネスモデルあるいは移転価格ポリシーの喫緊の見直しが迫られる事態が予想される。

本稿では、今月と来月の2回にわたって、意見募集稿による変更の内、移転価格税制に関わり、かつ多くの在華日系企業にとって関連性が高いと思われる項目について、その内容と納税者への影響を考察する。

意見募集稿における主な変更点(移転価格税制関連)

今回の意見募集稿は計16章・168条からなる。その内容を一口で言えば、1) 現行の「特別納税調整実施弁法(試行)」(以下「2号文」)の規定、2) 国家税務総局の移転価格税制執行に関する見解(特に国連移転価格マニュアルの内容、3) 近年の中国税務当局の移転価格税制執行実務、および、4) BEPS行動計画の一部を合わせたものである。

意見募集稿の内、移転価格税制関連の主な変更点は以下の通りである。

- 移転価格規定の適用範囲
- 役務料金の海外送金
- 地域固有の優位性
- 無形資産
- 新たな移転価格算定方法
- 特別納税調整(移転価格調整)に関する規定
- 関連者取引申告(国別報告書を含む)
- 同時文書
- マスターファイルとローカルファイル

移転価格規定の適用範囲

意見募集稿は、2号文の関連規定を基に、関連者の定義の改善と広範化を行った。そのため、移転価格規定が適用される納税者の範囲が広がられた。例えば、その範囲は、持株関係を有する納税者を超える。また、高級管理者の派遣に基づく関連関係の認定を行う場合、その範囲が2号文より拡大された。ただし、国有企業はこの規定の対象外である。同時に、関連関係が、家族（三親等内の親族）、およびその他の関係によっても認定される。さらに、意見募集稿では、無形資産の定義の中に、のれんおよび企業継続（いわゆる Going Concern、BEPS 行動計画の移転価格無形資産の報告書と一致している）が加わるとともに、持分譲渡、金融資産の譲渡、キャッシュプーリング、金利が徴収される各種前払金、および履行延期債権債務などの取引すべてに対して、移転価格規定が適用されることを明確化した。

また、意見募集稿が国内関連取引を対象外としていることに留意されたい。取引当事者間に税率の差異が存在する国内関連取引の取り扱いについて、国家税務総局が別途関連法を公布するか、あるいはそれら国内関連取引を移転価格調査対象としないのか、今のところ明らかではない。

従来、中国の国家税務総局は、国内税法規定の全国での一貫した適用に向けて積極的に取り組んできたにもかかわらず、国家税務総局から各地の国家税務局にいたる各級税務機関による、税法解釈の範囲は依然として広い。今回の意見募集稿は、2号文に比べて、移転価格規定の適用範囲をより明確化した。これは、国家税務総局が、最近の税規制において、国内法の監督・管理対象となる取引の類型およびアレンジメントをより明確にしようとする流れに合致する。また、意見募集稿では、地方の税務機関が各種取引に対する移転価格調査・調整を行う際のより確実な法的根拠を提供している。

役務料金の海外送金

意見募集稿には、2号文にはなかった関連者間役務取引の取り扱いに関する章が新たに追加された。意見募集稿は、過去の関連者間役務取引に関わる実務執行を通じて蓄積してきた管理方法、および国家税務総局が公布した諸関連通達の内容を整理・精緻化することにより、納税者の国外関連者に対する支払役務料金の損金算入可否について、より明確な判定基準を提供している。

意見募集稿は、関連費用が損金算入できる関連者間役務は、「独立企業が同等または類似した状況において購入を希望する、あるいは自ら実施したい意思がある」（OECDの受益性テストと一致する）ものであると同時に、役務を受領する中国の企業にとって、「直接あるいは間接的な経済利益」をもたらすものでなければならないと規定している。この点は、国家税務総局が公布した2015年16号公告においてすでに明らかにされたものである。同公告は、受益性テストとして、重複性テスト、価値創造テスト、付帯利益テスト、補償性テスト、および必要性テストを規定しており、これらのテストは今回の意見募集稿にも取り入れられている。

その他、関連者からの役務がその受領者にとって「直接あるいは間接的な経済利益」をもたらすことを確実に証明するために、納税者は、役務の受取と限界利益の増加の関連性について説明しなければならない。この要求はOECDの関連規定の範囲を超えるものである。実務上、どのような資料によって「直接あるいは間接的な経済利益」があるかを十分に証明できるか、今のところ不明である。意見募集稿が示唆している通り、限界利益の証明によって対外役務料金支払の損金計上を正当化することは、多国籍企業にとって極めて困難であろう。

意見募集稿は、16号公告が定める「低機能の企業」に対する費用の支払いに対する見解を示している。そこでは、このような企業への支払を一切損金算入できないと規定されており、BEPS行動計画の提案より厳しいものである。さらに、国家税務総局は、意見募集稿において、すべてのグループ間役務取引は高リスク取引であるとの理由により、BEPS行動計画が提案する低付加価値役務に対する「セーフハーバー」概念を導入しないこととした。

「低機能企業」に対する支払いの損金否認について、どのような企業であれば十分な活動を行

い、経営資源を持つと言えるのかについて指針はない。また、このルールが、租税条約の二重課税防止規定および外国子会社合算規定が定める実体基準にどう関連するかについて、今のところ不明である。これらの点は、シェアードサービスセンターが、関連あるいは非関連の役務提供者から役務を買い、その対価をグループ企業から徴収する形の国際的なシェアードサービススキームにおいて、特に重要な問題となろう。

また、意見募集稿は、関連者間役務の章において、関連者間役務取引の価格設定の詳細な記録および情報の申告に対する規定（すなわち、後述する「同時文書」の項で述べる特殊事項文書に関する規定）を設けている。このことは、同時文書として要求されるローカルファイル中、関連者間役務取引について独立した章を設けて分析・開示すべきことを意味する。

関連者間役務取引に対する特殊事項文書化の要求は、納税者に追加のコンプライアンス負担をもたらすであろう。また、特殊事項文書、ローカルファイルにおけるバリューチェーン分析、および国別報告書における開示（後述の「関連者取引開示」、「同時文書」、および「マスターファイルとローカルファイル」の項ご参照）を合わせると、関連者役務取引は、従来にない監督を受けることになろう。

地域固有の優位性

意見募集稿は、国家税務総局が2013年の国連移転価格マニュアルにおいて提唱し、かつ、実務上数年の運用を経てきた、中国固有の優位性に関する規定を取り入れている。国家税務総局は、地域固有の優位性（ロケーション・セービングおよびマーケット・プレミアム）とは、特定の地域に存在し、かつ当該地域固有の資産・資源の利用、あるいは当該地域政府の産業政策や優遇措置に起因する、当該地域固有の優位性であると定義している。国家税務総局は、先進国が主導する現在の移転価格理論と実践において、多国籍企業が中国国外で行うバリューチェーンの川上における活動（例えば製品設計）と川下における活動（例えばブランド構築）の重要性が過度に強調されることは問題であると考えている。そして、バリューチェーンの中段（例えば生産・製造活動）における中国固有の優位性をより重視することによって、その問題を是正しなければならないと考えている。

BEPS 行動計画中、無形資産の移転価格についての報告書（「BEPS 無形資産報告書」）では、ローカル市場の特性、ならびにマーケット・プレミアムは、比較可能性分析において考慮すべき要因であると認識されている。意見募集稿は、その見解を再確認するとともに、複数の章において地域固有の優位性に言及している。例えば、利益分割法を採用する場合、あるいは無形資産に対する企業の価値貢献を測定する場合において、地域固有の優位性、およびその他の特別殊要素（シナジー効果など）を考慮に入れるよう求めている。

BEPS 無形資産報告書において、地域特有のコスト低減、および市場の特性の概念が検討されたため、今回の意見募集稿が地域固有の優位性について言及することに意外性はない。しかし、BEPS 無形資産報告書と比べ、意見募集稿は、地域固有の優位性についてごく簡単に検討するのみである。このことは、各地方の税務機関に広く解釈の余地を与えることを意味する。注目すべきは、BEPS 無形資産報告書では、市場競争によるコストの低減は、最終的に、第三者である消費者あるいはサプライヤーに利益をもたらす可能性があると言及されているが、意見募集稿にこのような観点からの規定はないことである。

また、BEPS 無形資産報告書は、移転価格検証の対象企業と同一地域にある比較対象企業を用いる場合、それら比較対象企業は、検証対象企業と同様に当該地域固有の優位性の影響を受けているはずなので、地域固有の優位性に関する比較可能性の調整を行うべきではないと提唱している。しかし、意見募集稿はこの点を明確にしていない。一方、BEPS 移転価格無形資産報告書は、地域固有の優位性が存在する場合、比較対象企業を用いた移転価格検証方法を除外すべきとは規定していないが、意見募集稿はそれを除外すべきと規定している。

OECD は、BEPS 無形資産報告書において、納税者および税務当局に対し、潜在的な比較対象企

業の排除を極力避けるよう強く求めている。一方、国家税務総局は、中国固有の優位性は潜在的な比較対象企業の妥当性に深刻な影響を与えるとの立場（地域固有の優位性の差異は信頼性高く計量または調整できないことを前提とした立場）を繰り返し主張して来、そして、地方の税務機関は、その主張を利益分割法を採用するための根拠として使ってきた。意見募集稿における地域固有の優位性への言及は、今後税務機関による同様の問題提起を助けるものとなり、かつ価値貢献分配法（後述の「新たな移転価格算定方法」の項ご参照）の適用を促進する可能性がある。

無形資産

意見募集稿では、無形資産取引の対する規定をまとめた章として新たに第六章が設けられ、無形資産の分野における近年の国家税務総局の特有な見解、および BEPS 無形資産報告書に記載された提案が取り入れられている。無形資産の移転価格に関する国家税務総局の見解は、過去、「国連移転価格マニュアル」中の中国実践篇において提唱された。それは、上述した地域固有の優位性と同様、価値創造に対するバリューチェーンの川上と川下の活動の貢献を過度に強調した、欧米諸国の移転価格実務に対する対応である。

中国の税務機関は、多国籍企業の中国子会社が自らの努力により開発し、また「経済的に」所有する無形資産を見つけ、同時に、海外関連者が所有する無形資産の強化に対する中国子会社の貢献に対して補償が得られるよう努めてきた。また、無形資産に関わる関連者取引に対する利益分割法の適用も促進してきた。国家税務総局の中国にある無形資産に対する特有の見解により、それと OECD の BEPS 行動計画を共に実行する際、BEPS 行動計画本来の主旨から一部逸脱する可能性がある。

無形資産の類型：

意見募集稿は、無形資産を技術関連および市場関連の2つに分類し、また、顧客リスト、販売チャンネル、市場調査の成果、フランチャイズ経営権、政府の許可など、中国の税務機関が移転価格調査においてしばしば言及する無形資産も列挙した。

DEMPE (Development, Enhancement, Maintenance, Protection and Exploration、開発、強化、維持、保護、調査)：

BEPS 無形資産報告書は、無形資産の開発、強化、維持、保護および調査において、多国籍企業グループのメンバーが実際に果たした機能、使用した資産および負担したリスクの分析を通じて、無形資産の経済的利益に対する各メンバーの貢献を評価すべきであるとしている。当該 DEMPE 分析アプローチは、無形資産の使用および譲渡に伴う収益の分配の基礎であり、無形資産の法的所有者は、その他のグループメンバーの無形資産の経済的利益に対する貢献に対して補償しなければならない。

BEPS 無形資産報告書および意見募集稿とも、無形資産に関わる機能を果たす企業に対して限定的な補償だけを与え、残余利益のすべてを無形資産の所有者に分配することには反対している。また、地域固有の優位性およびその他の要素全体に対して包括的な DEMPE 分析を行う必要性を強調した。意見募集稿に引用された DEMPE 分析アプローチは、BEPS の原則に合致しているが、異なる部分もある。実務上、それらの差異の重要性の度合い次第で、分析の結果に著しい影響を与える可能性がある。

意見募集稿は、「DEMPEP」分析アプローチを提起した。当該アプローチは、BEPS の DEMPE (開発、強化、維持、保護および調査) に、「P」(Promotion、普及) の要素を加えたものである。これは、従来から強調され、また中国に存在するマーケティング無形資産の概念により説明されてきた、海外ブランドの価値を増進させる中国での販売促進や、消費者のブランド認知度の向上の重要性を改めて強調したものである。さらに、意見募集稿は、無形資産の価値創造に対する貢献を評価する際、市場要素および現地化の重要性を十分に考慮しなければいけないとも強調している。

意見募集稿は、DEMPEP 分析において焦点を当てるべき「重要な機能」として、BEPS 無形資産報告書で提起された重要な機能の一部を取り入れたが、その力点の置き所を変えている。BEPS 行動計画は、研究およびマーケティングプログラムの設計と管理を重要な機能としているが、意見募集稿は、開発プロジェクトの管理とマーケティングプログラムの設計が重要な機能であるとしている。実際、OECD は、無形資産が稼ぐ利益の配分における機能とリスク管理の中心を重視するが、意見募集稿は管理についてほとんど言及していない（意思決定機能については触れてもいない）。加えて、意見募集稿は、BEPS 行動計画が無形資産の価値創造への貢献として重要であるとみなしていない機能を「重要な機能」としている（例えば、製品の現地化、マーケット調査、顧客との関係維持、量産の実現、製品の試作、販売チャンネルの構築、ブランドの宣伝など）。さらに、意見募集稿は、BEPS 無形資産報告書が重要とする一部の機能（開発予算管理、無形資産の法的防衛など）について言及していない。

意見募集稿が採用する DEMPEP アプローチ、あるいは中国内の多国籍企業が「バリューチェーンの中段」で実行する「重要機能」（例えば、製造、試作）や中国の市場構築活動についての説明は、無形資産が生む利益の帰属についての外国税務当局との見解の相違につながりやすく、結果、二重課税を招く可能性がある。また、従来中国における執行実務と、意見募集稿における「管理」に対する不十分な言及から推せば、中国の税務機関は、「管理」（OECD がより好む）ではなく、DEMPEP 機能の実行により焦点を当てる可能性が高い。

また、意見募集稿は、無形資産の価値創造に貢献した者（法的所有者以外の者）に、その無形資産の「経済的所有権」が帰属するという考え方（BEPS 無形資産報告書にはない）を導入した。この無形資産の「経済的所有者」の認定は、移転価格の結果に大きな影響は与えないと思われる。しかし、税務当局の移転価格以外の部門がこの概念を適用し、更に複雑な状況（例えば、無形資産移転に対する源泉所得税課税など）につながるかどうか、進展を見守る必要性がある。

意見募集稿は、国家税務総局が「国連移転価格マニュアル」で示した見解のとおり、海外から無形資産許諾を受けた場合の支払ロイヤリティは経年調整しなければならないとしている。具体的に、無形資産自体が変化する（技術の陳腐化など）、事業慣習にもとづく契約上の調整メカニズムがある、無形資産の使用において各取引当事者が果たす機能、使用する資産、負担するリスクが変化する、あるいは、中国の納税者の DEMPEP 活動が国外の無形資産の価値に貢献するなどの場合、それらを反映するための調整を行う必要がある。

意見募集稿は、役務取引に関わる指針におけると同様、無形資産が中国納税者に経済的利益をもたらさない場合、その無形資産に対する支払ロイヤリティの損金算入を否認できると規定している。しかし、どのような証拠によって経済的利益の存在を証明できるかについて、今のところ不明である。

意見募集稿は、無形資産を、技術関連と市場関連の無形資産の2種類に区分したが、技術関連の無形資産のみが費用分担契約の対象となるような表現を採っている。企業グループのマーケティング戦略の提供は役務提供に当たるが、それに費用分担契約を適用できるか、今のところ不明である。

(次号に続く)

(監修者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3403

E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com

法務: 中国における外資系企業のサービス貿易外貨収支に関する コンプライアンス問題

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I. はじめに

1996 年末以降、中国は、人民元の経常項目における自由兌換を実現し、取引が真実かつ適法でありさえすれば、対外支払に制限を設けないものとした。2013 年 9 月 1 日に国家外貨管理局がサービス貿易に関する外貨管理改革を実施してからは、一部のサービス貿易に関して残っていた外貨管理局における事前審査手続が撤廃され、審査書類も大幅に簡素化された。特に、1 回 5 万米ドル相当以下のサービス貿易に関する外貨受取・支払業務については、原則として取引書類の審査が不要となり、この改革によって、企業のサービス貿易に関する外貨収支業務には大きな便宜がもたらされた。しかしながら、それと同時に、こうした管理措置の緩和が、往々にして一部企業による違法な資金受取・支払に都合のよいルートとなってしまっていることも事実である。

最近の人民元為替レートの大幅な変動、人民元安の影響を受け、中国の 2015 年 8 月末の外貨準備高は 3 兆 5540 億米ドルと、前月末に比べて 939 億米ドル減少し、4 ヶ月連続の下降となった。このような背景の下で、国内資本の急速な海外流出を防止するため、国家外貨管理局上海分局は、2015 年 9 月 6 日、「銀行による外貨の売却・支払代行業務に対する監督管理を強化する指導意見」を公布して、銀行に対し、経常項目の外貨購入・支払業務に関する管理を強化し、サービス貿易に関しては、高額な外貨購入業務について契約書、インボイス、対外支払税務届出表等の内容を審査するものとし、同一企業が短期間に国外の同一受取人に対して 5 万米ドルに近い外貨支払業務について、厳しく審査することを特に要求している。

これまでの状況からすると、人民元為替レートの大幅な変動や、中国において多額の資本の流入、流出が発生したとき、国家外貨管理局は外貨収支管理の強化を行うのが一般的であった¹。したがって、現在の人民元安という状況において、国家外貨管理局若しくはその地方分局が外貨収支の管理を強化する措置をとっても全く不思議ではない。緩やかな管理措置が行われるサービス貿易の外貨収支分野は、資本流出のルートとなりやすいため、外貨管理局の注目ポイントとなり、中国の外商投資企業にとっては、サービス貿易の外貨収支に関するコンプライアンス問題を重視することが必須であるといえる。

II. サービス貿易の国際収支の範囲

中国の外貨管理において、サービス貿易には、加工サービス、補修・修理サービス、運輸、旅行、建設、保険及び年金サービス、金融サービス、知的財産権の使用料、コンピューター及び情報サービス、その他商業サービス、個人文化娯楽サービス並びにその他の政府サービス等が含ま

¹ 実例として、2008 年に金融危機、人民元高が起こった際にも、国家外貨管理局は一連の厳格な措置を講じることにより、ホットマネーの大量流入を厳しく防止している。

れる²。ただし、サービス貿易に関する外貨管理規定は、通常、サービス貿易のほか、収益及び經常移転³等の貨物貿易を除く經常項目の外貨収支にも適用される⁴。

外商投資企業にとって、よく見受けられるサービス貿易に関する外貨収支には概ね次のものがある。(1) クロスボーダーサービス(例えば、法的サービス、コンサルティングサービス等)関連、(2) 国際運輸関連、(3) 対外的請負工事関連、(4) 専門的な権利(著作権、特許権、ノウハウ、商標)の使用料及び特許料、(5) 技術輸出入関連、(6) 利益、配当金、(7) 国際賠償金等。

Ⅲ. 外商投資企業のサービス貿易の国際収支に関する主要な手続

上に述べたとおり、中国では1996年末から經常項目における自由兌換が実現され、真実かつ適法な貨物貿易、サービス貿易等に関する經常項目の国際収支に対する制限が撤廃された。それまで、こうした「真実性の審査」を実施するために、相当の長期間にわたり、中国では經常項目について「ポジティブリスト」による管理方式がとられてきた。例えば、国家外貨管理局は、かつて100以上の項目に及ぶサービス貿易外貨業務について、逐一審査書類を定め、明確に定められていないサービス貿易外貨業務に関しては、企業は対外支払を行うために、銀行又は外貨管理局の審査、承認を得なければならなかった。このように、企業がサービス貿易に関する外貨の受取・支払のために準備しなければならない書類は多く、手続が煩雑であるうえ、所用時間も長かった。

しかし、2013年9月1日から、国家外貨管理局は全国規模のサービス貿易外貨管理改革5を実施し、「サービス貿易外貨管理ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)、「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」(以下、「細則」という)という二つの法令が正式に施行され、それと同時に過去に公布されたサービス貿易に関する49件の外貨管理文書が撤廃された。これらの改革により、中国のサービス貿易外貨管理分野においては、比較的簡明で、明確かつ透明性の高い法令の枠組みが完成したといえる。企業はサービス貿易の業務を行う際に、その外貨管理について主としてガイドライン、細則これら二つの文書のみを適用すれば足りるようになったのである。

(1) あらゆるサービス貿易外貨収支業務を銀行が処理

上に挙げたサービス貿易外貨管理改革の後、サービス貿易の外貨収支に関する外貨管理局の承認は全て撤廃された。現在では、サービス貿易に関するあらゆる外貨受取・支払業務を銀行で直接処理することが可能となり、外貨管理局の承認を受ける必要がなくなった。

² 「国家外貨管理局による2015年7月・中国国際貨物・サービス貿易データの公布」—指標解釈

³ 經常移転とは、ある国から一方的に行われる対外的な対等でない無償の支払であり、個人による一方的移転と政府による一方的移転がある。例えば、海外移住者による送金、無償援助及び寄付、国際組織の収支等である。

⁴ 「サービス貿易外貨管理ガイドライン」13条：収益及び經常移転に関する外貨管理は、本ガイドラインに従い実行する。「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」2条：本細則は、サービス貿易、収益及び經常移転等の貨物貿易を除く經常項目の外貨収支(以下、「サービス貿易外貨収支」と総称する)に適用する。

⁵ 2013年7月18日に国家外貨管理局は「サービス貿易外貨管理法規の印刷配布に関する国家外貨管理局の通知」(匯發[2013]30号)を公布した。

(2) 銀行への提出書類

1回あたり5万米ドル相当以下のサービス貿易に関する外貨受取・支払業務については、原則として銀行による取引証憑の審査が不要となり、企業は銀行にいかなる書類も提出せずに処理することができるようになった。

他方、1回あたり5万米ドルを超えるサービス貿易に関する外貨受取・支払業務については、依然として銀行による書類の審査が必要となるが、必要書類は改革前と比べ大幅に簡素化されている。一般的に、大部分のサービス貿易外貨収支について、企業は契約書、領収書等を提出すれば足りることになっている。一部の特別なサービス貿易項目、例えば国際運輸関連、対外的な請負工事関連、制限類技術輸出入契約関連のサービス貿易国際収支業務については、契約書、領収書のほか、他の関連書類（例えば、「技術輸出入許可証」）も銀行へ提出する必要がある⁶。

(3) 対外支払にかかる税務届出手続

サービス貿易の外貨管理改革と合わせ、国家税務総局と国家外貨管理局は2013年9月1日から既存のサービス貿易等の項目に関する対外支払に際し、必要としていた税務証明書の提出を廃止し、対外支払にかかる税務届出制⁷の実施を開始した。すなわち、国外に対し1回あたり5万米ドル相当を超えるサービス貿易等の項目に関する外貨資金を支払う場合、国内の支払者は所在地の国税局への税務届出を行うだけで足り、国税局が押印した「届出表」により外貨支払手続が行えるようになったのである。

IV. 外商投資企業がサービス貿易にかかる外貨収支業務を取り扱う際のコンプライアンス上の注意点

(1) 企業はサービス貿易にかかる外貨収支の各取引に対し、真実かつ適法な取引背景を確保しなければならない

「真実性の審査」とは、現在、中国の外貨管理機関が貨物貿易、サービス貿易などの經常収支に対して行う外貨管理における基本原則である。「經常項目は自由兌換、資本項目は一部規制」とする現行外貨管理体制の下で、「真実性の審査」は、經常項目として真実の取引が存在しない資金が經常項目の名を借りて流入、流出するのを防止することを目的としている。

つまり、企業が1回あたり5万米ドル以下のサービス貿易外貨支払業務について銀行で手続を行うときは、銀行審査のために関連書類を提出する必要はないが、これは企業がなんら真実かつ適法な取引背景のない状況においてもサービス貿易という名目で外貨の対外支払又は受取ができるという意味ではない。

まず、企業が行う1回あたり5万米ドル以下のサービス貿易外貨収支業務について、原則上、銀行は取引書類の審査を行わなくともよいものの、資金の性質が不明確なものに対しては、取引書類の提出を求め、その合理性に関する審査を実施しなければならない⁸。銀行の要求に対し、

⁶ 「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」6条参照。

⁷ 2013年7月9日国家税務総局と国家外貨管理局は合同で「サービス貿易等項目の対外支払にかかる税務届出関連問題に関する公告」を公布した。

⁸ 「細則」8条参照。

国内の外貨支払者が関連取引書類を提供できない又は提供した取引書類が当該取引の真实性を証明できない場合、銀行は当該外貨収支業務を拒否する可能性が十分にあるものと考えられる。

次に、1回あたりの収支業務にかかる金額が5万米ドルに達するか否かにかかわらず、国内の外貨支払者はサービス貿易に関する各外貨収支関連取引書類を検査に備え5年間保存しなければならない⁹。そのため、サービス貿易に関する外貨の受取・支払額の大小にかかわらず、少なくとも5年間、企業は関連する取引書類を適切に保存しておかなければならない。さもないと、将来的に外貨管理局が監視システムを通じて企業のあるサービス貿易にかかる外貨収支業務に疑いを抱き、現場検査を実施したときに、企業は外貨管理局に対し関連取引書類を提供して当該取引の真实性を証明することができないため、外貨管理局からは是正を命じられ、警告を受け、かつ30万人民元以下の過料¹⁰を科せられる恐れがある。

(2) 企業は架空取引又は故意の分割などの方法を利用してサービス貿易に関する外貨支払手続を行うことを避けなければならない

先に述べたとおり、企業のサービス貿易にかかる各外貨収支はいずれも真実かつ適法な取引背景を有しなければならない。しかし、現在のサービス貿易にかかる外貨収支の管理措置は緩やかで簡便なものであるため、多くの場合、契約書やインボイスのみによって外貨の対外支払又は受取手続が可能であり、かつ、貨物貿易のように貨物フロー情報（税関輸出入通関データ）と比較照合することができないため、一部の企業は、サービス貿易のルートを利用し、架空取引¹¹の方法を通じ、合法的なルートでは流入又は流出させることのできない資金の外貨受取・支払を行っている。

この他、銀行が企業の1回あたり5万米ドル以下のサービス貿易にかかる外貨の受取・支払業務を行う際には、原則上書類審査を必要としないために、多額の資金を故意に5万米ドルに満たない又は同等金額に分割して、銀行に取引書類を提供することを回避している企業もある。このような故意による取引の分割も真实性の原則に違反するものである。

「細則」32条に基づき、架空取引又は故意に分割するなどの方法でサービス貿易にかかる外貨支払手続を行ったものは、不正に外貨を持ち出す行為（中国語：「逃汇」）として「外貨管理条例」39条¹²により処罰され、同様の方法でサービス貿易にかかる外貨受取手続を行ったものは、規定に違反して外貨を国内に持ち込む行為として「外貨管理条例」41条¹³により処罰される。

(3) 企業は規定に基づき関連審査認可、承認、登記、届出などの手続を行う義務を負う

2013年にサービス貿易外貨管理改革が実施されてから、多くのサービス貿易にかかる外貨収支業務において、企業は主管部門の承認、届出文書を提出する必要がなくなった。例えば、改

⁹ 「細則」11条参照。

¹⁰ 「細則」31条、「外貨管理条例」48条参照。

¹¹ 一般的に実際の取引が存在しない、外貨の受取又は支払のみを目的とする架空の取引であり、かつこれに合わせ相応の契約書又はインボイスなどの取引書類が作成される。

¹² 「外貨管理条例」39条：規定に違反し外貨を国外に移転する又は不正な手段により国内資本を国外へ移転するなどの不正に外貨を持ち出す行為に対しては、外貨管理機関が外貨の回収期限を命じ、不正に持ち出した外貨額の30%以下の罰金に処する。情状が重大である場合は、不正に持ち出した外貨額の30%以上同額以下の罰金に処する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

¹³ 「外貨管理条例」41条：規定に違反し外貨を国内に持ちこんだ場合は、外貨管理機関が是正を命じ、違法金額の30%以下の罰金に処する。情状が重大である場合には、違法金額の30%以上同額以下の罰金に処する。

革前には自由類輸入技術の輸入手続における使用許諾料の対外支払手続を行う際に、国内企業は商務部門が交付した技術輸入契約登録証書などの文書を提出する必要があったが、改革後には契約書とインボイスの提出のみで済むようになった。ただし、これは企業がこれらの手続を行う必要がなくなったということではなく、国内の外貨支払者は依然として関連法令に基づき相応の審査認可、承認、登記、届出などの手続を実施しなければならない。実務の観点から見れば、コンプライアンスの徹底を図るとともに、銀行ひいては外貨管理局において、契約書、領収書に基づき、取引の真実性及び適法性に対し質疑が生じたとき、関連主管政府部門の発行した審査許可、承認、登記、届出などの文書をその取引の真実性及び適法性の証明資料として、銀行及び外貨管理局に提出することができるようにするため、企業は、やはり相応の審査許可、承認、登記、届出などの手続を遅滞無く実施することが望まれる。

上述した注意点のほかに、サービス貿易の外貨収支業務に関する事前承認は廃止されたものの、外貨管理局の管理は依然として「見えない手」を通じて粛々と進められていることにも注意しなければならない。貨物貿易の外貨管理と違い、サービス貿易の外貨管理においては、資金フローと比較照合を行うことのできる貨物フロー（税関輸出入通関データ）がなく、そのためサービス貿易に関して、外貨管理局は主に業務システムに表れる企業の資金の流出入と業務全体の規模、業務類型との整合性がとれているか、企業の資金流出入が高頻度でないか、大幅な増額がないかなどから、企業に異常取引が存在しないかどうかを判断する。そして、これにより疑わしい企業及び疑わしい取引を選別し現場検査を行い、さらに検査状況に基づき企業に規定違反行為が存するか否かを判断している。

V. まとめ

中国で事業を行う外商投資企業にとっては、多くの外貨収支業務がサービス貿易関連の外貨収支になると思われる。上に述べてきたとおり、中国では現在のところ、サービス貿易の管理政策は比較的緩やかであるといえるが、これは決して企業がサービス貿易の名を借りて、そのルートを通じて規則に反する関連資金の受取・支払を行えることを意味するものではない。コンプライアンスに問題のある企業は、外貨の対外支払・受取を行えないだけでなく、外貨の支払・受取を既に完了した状況においても、外貨管理局の事後調査を受け、処罰され、正常な経営に重大な影響を被ることになる可能性もある。そのため、企業はサービス貿易外貨収支業務のコンプライアンスに十分注意を払う必要がある。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所 :

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・シンガポール・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。